

第2期輪島市 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
輪 島 市

はじめに



本市では、子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年度からの5か年を1期とした「輪島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この間、子どもの医療費窓口無料化の対象年齢の拡大（高校卒業まで）や多子世帯に対する保育料及び放課後児童クラブ利用料の軽減、児童虐待防止支援体制の強化を図るための「子ども家庭総合支援室」の設置など、様々な子育て施策を進めてまいりました。

しかしながら、歯止めのかからない少子高齢化の進行や核家族化、出生数の減少から地域における子育て家庭の孤立や共働き家庭の増加に伴う保育ニーズの上昇など、その課題はさらに多様化しております。

このたび、この5年間の施策を振り返り、また現在の課題を整理し、子どもを育てる家族を支援する政策をさらに推進するために、令和6年度を目標とした「第2期輪島市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、基本理念である「地域で子育て家庭を見守り、子どもの成長を支え、みんなが笑顔ですごせるまち輪島」のもと、すべての家庭が安心して子どもを産み育て、子どもの成長を地域全体で支えられるよう、さらなる子育て支援の充実に取り組んでまいります。

また、この計画に盛り込まれた施策を具体化していくには、各種団体、地域、そして市民の皆様のご協力が不可欠であり、お力添えくださいますようお願い申し上げます。

結びに、「子ども・子育て支援に関する調査」にご協力をいただきました保護者の皆様を始め、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました「輪島市子ども・子育て会議」の委員の皆様、及び関係機関の皆様にご心からお礼申し上げます。

令和2年3月

輪島市長 梶 文秋

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	策定体制	3
第2章	輪島市の子どもを取り巻く状況	4
1	人口・世帯等の動向	4
2	産業・就業の動向	10
3	本市の子育て支援施策等の概況	12
4	子ども・子育て支援に関する調査結果の概要	18
5	団体ヒアリングの結果	28
6	前回計画の評価	29
7	輪島市の子育て支援における課題	37
第3章	計画の基本的な考え方	38
1	計画の基本理念	38
2	計画の体系	39
3	計画の視点	40
4	計画の基本目標	42
第4章	今後の推進施策と方向性	43
	基本目標1 様々な家庭へのきめ細かい支援の充実	43
	基本目標2 地域における子ども・子育て支援の充実	47
	基本目標3 子育てを支援する生活環境の整備	49
第5章	子ども・子育て支援事業計画	50
1	教育・保育提供区域の設定	50
2	量の見込みの算出方法	51
3	量の見込みと確保方策	53
4	教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保	63
第6章	計画の推進に向けて	64
1	市民や地域、関係団体等との協働	64
2	庁内の推進体制	64
3	計画の進行管理	64
	資料編	65

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の少子化は進行し続けており、平成 30 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの数）は 1.42 と横ばいで推移していますが、出生数は 918,397 人と 100 万人を下回っており、減少が続いています。出生数の減少の要因として、親世代の人口の減少とあわせ、晩婚化や未婚率の上昇があげられるほか、子育てへの不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感、経済的な負担などにより、出産をためらう人が増加していることも影響していると考えられます。

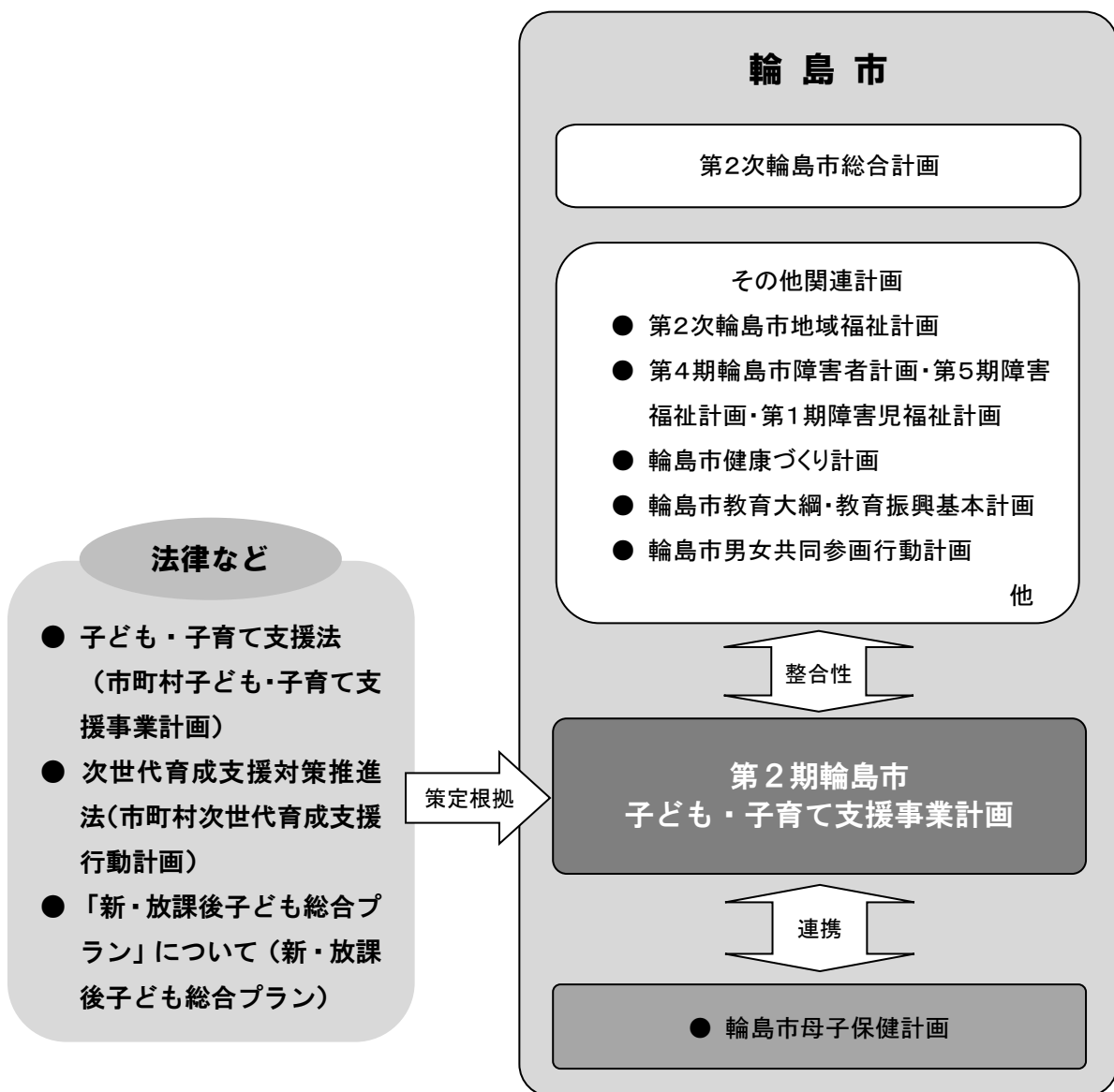
国では、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、平成 22 年 1 月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されるとともに、子ども・子育て新システム検討会議が設置され、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められました。そして平成 24 年、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などを盛り込んだ「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、これに基づき、平成 27 年度に「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考え方を基本とし、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが掲げられています。

輪島市では、平成 27 年 3 月に「輪島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭、企業、地域、行政の協働による子育て環境の向上に取り組んできました。しかし、少子化の進行や、女性就労者の増加に伴う保育ニーズの上昇、さらに施設の老朽化に伴う移転や統廃合の問題など、子どもを取り巻く環境の課題は依然として多く存在しています。今後も一人ひとりの子どもへのきめ細かな支援、家庭の状況やニーズに応じた教育・保育に関する事業や施策を実施し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを目的に、新たに「第 2 期輪島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の性格と位置づけ

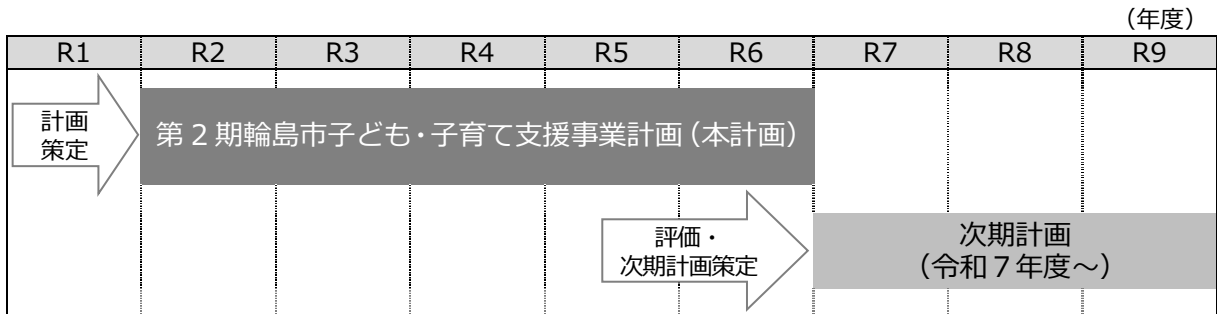
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」の考え方を内包するものとなります。ただし、母子保健事業の施策の推進については、「輪島市母子保健計画」において定められているため、本計画では母子保健事業の施策については定めず、「輪島市母子保健計画」と連携しながら一体的な取り組みの推進を行います。また、「新・放課後子ども総合プラン」についても包含する計画として位置づけます。

さらに本計画は、上位計画である「第2次輪島市総合計画」や「第2次輪島市地域福祉計画」、その他関連計画との整合性を図りながら策定するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。また、人口動態の変化に応じた適切なサービスの確保を行うため、必要に応じて見直しを行います。



4 策定体制

本計画は、子育て支援に関する課題を抽出するため、また、今後の教育・保育事業の目標事業量の検討に反映するため、就学前児童、小学生児童の保護者を対象としたニーズ調査を実施し、子育て中の当事者意見を把握し、基礎資料としました。また、教育・保育の関係者、事業者、関連団体等で構成する「輪島市子ども・子育て会議」において検討を重ね、意見をいただきながら策定しました。



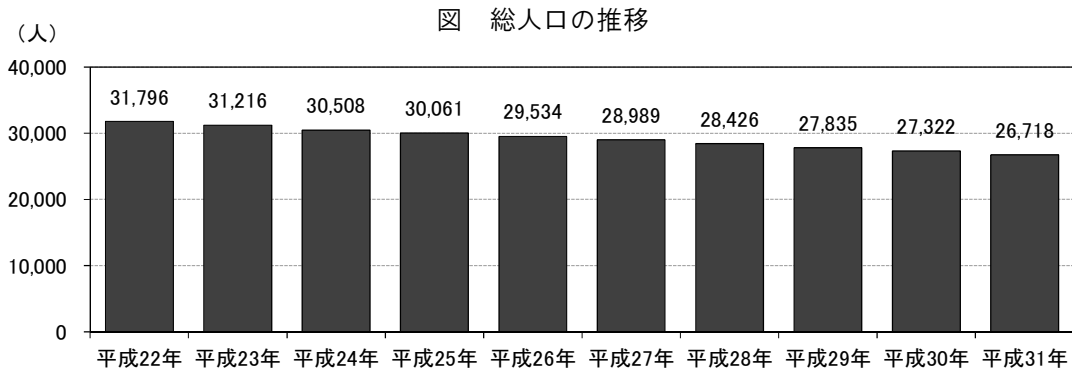
第2章 輪島市の子どもを取り巻く状況

1 人口・世帯等の動向

(1) 人口の状況

① 総人口の推移

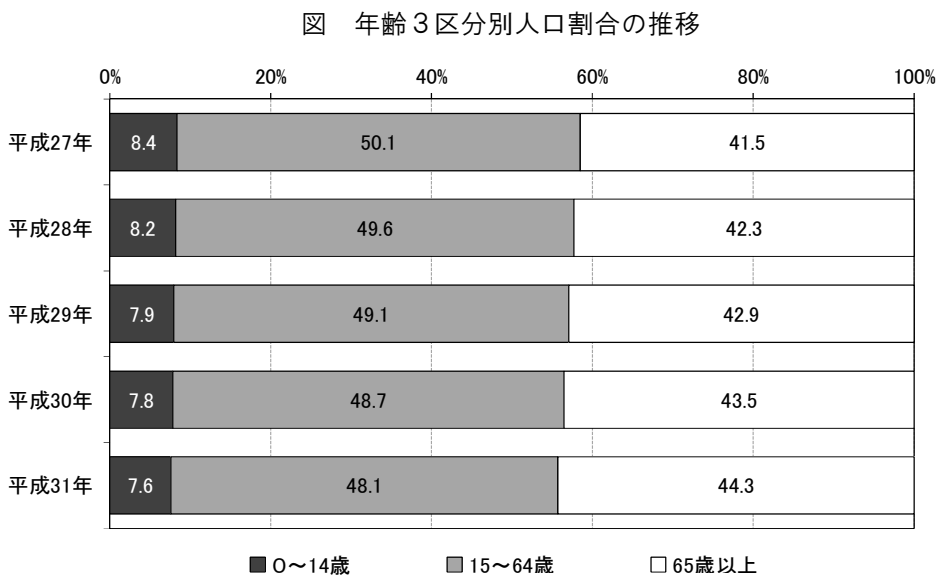
本市の総人口は減少傾向で推移しており、平成31年では、平成22年から5,078人減少し26,718人となっています。



資料：輪島市（各年4月1日時点）

② 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合の推移をみると、0～14歳及び15～64歳の割合は減少していますが、65歳以上の割合は増加しており、平成31年の高齢化率は44.3%となっています。

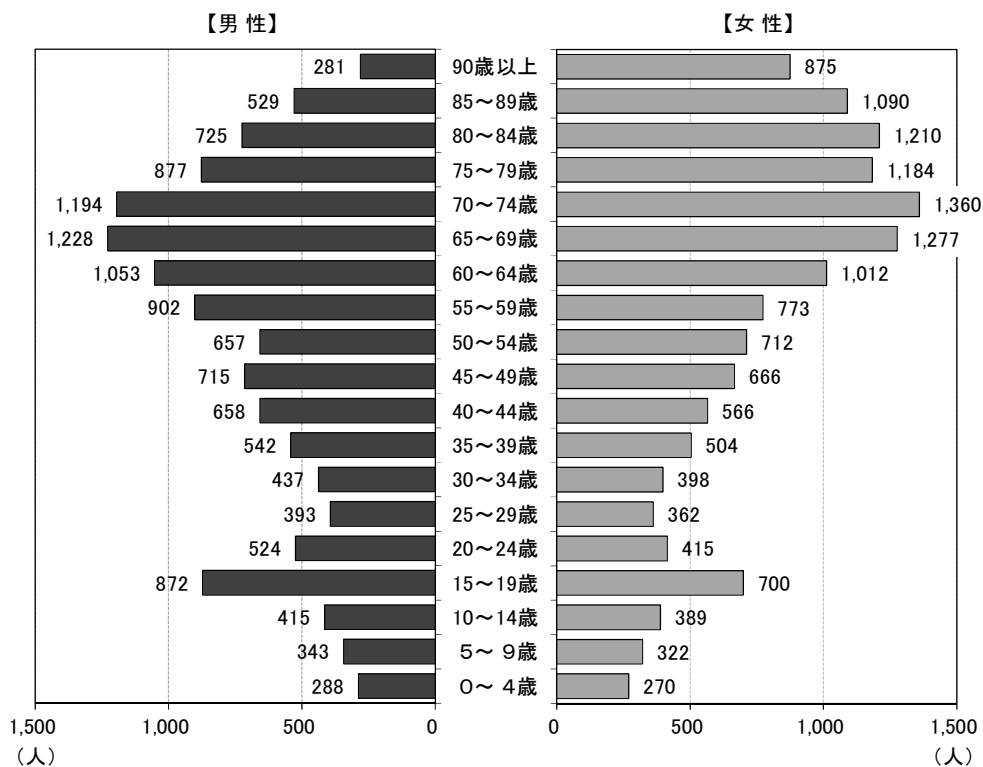


資料：輪島市（各年4月1日時点）

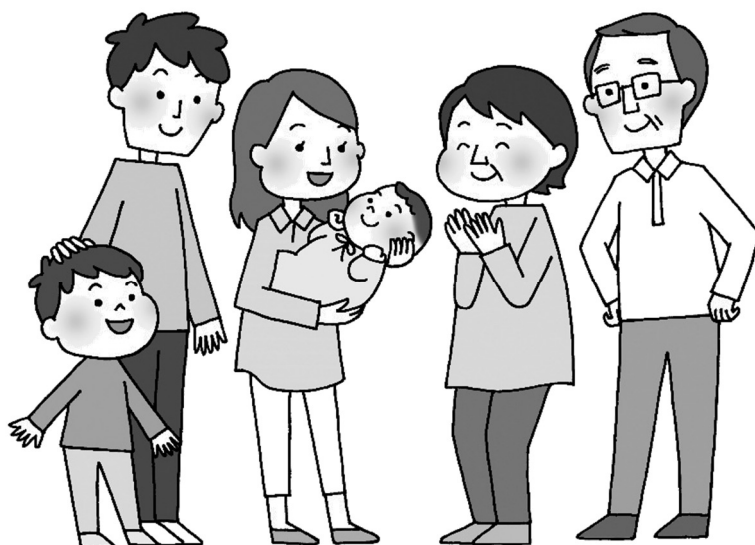
③ 人口ピラミッド

人口ピラミッドをみると、男性では65～69歳、女性では70～74歳が最も多くなっています。また、男女ともに15～19歳でやや多くなっていますが、20歳代と30歳代で落ち込みがみられ、働き世代、子育て世代が少なくなっています。

図 男女別年齢別人口構成



資料：輪島市（平成31年4月1日時点）

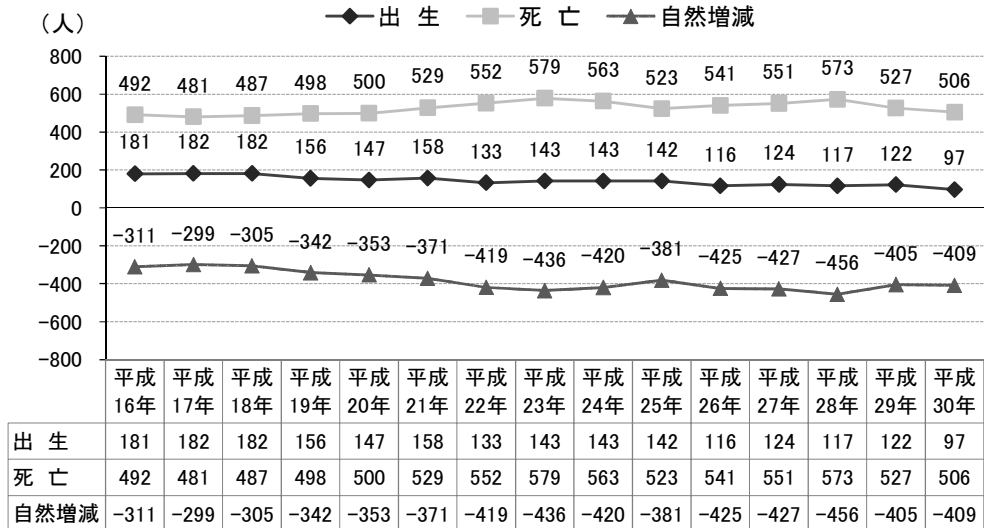


(2) 人口動態の状況

① 自然動態

自然動態をみると、平成16年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続いており、平成30年では409人の自然減となっています。

図 自然動態（出生・死亡）の推移

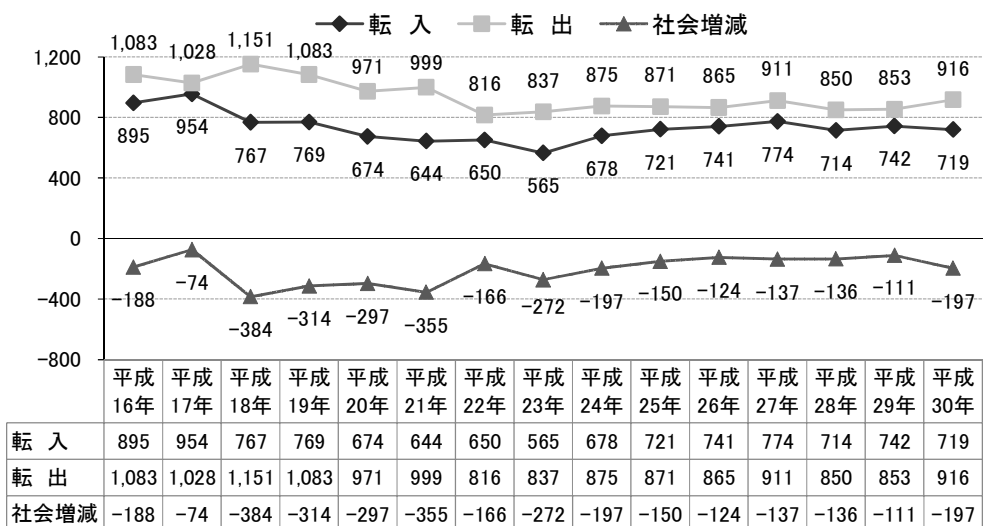


資料：平成30年度輪島市人口集計表

② 社会動態

社会動態をみると、平成16年以降、転出数が転入数を上回る社会減の状況が続いています。平成24年以降は転入数が増加傾向にあり、減少幅も縮小傾向で推移していましたが、平成30年では197人と大きく社会減となっています。

図 社会動態（転入・転出）の推移



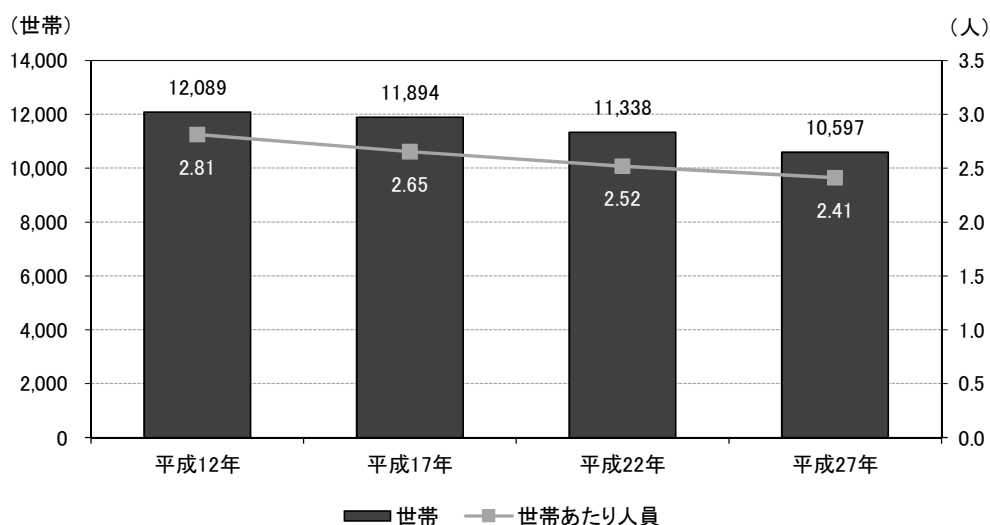
資料：平成30年度輪島市人口集計表

(3) 世帯数の状況

本市の世帯数（一般世帯数）は、平成12年以降減少傾向で推移しており、平成27年では10,597世帯となっています。1世帯あたりの平均世帯人員もまた減少傾向で推移しており、平成27年では2.41人となっています。

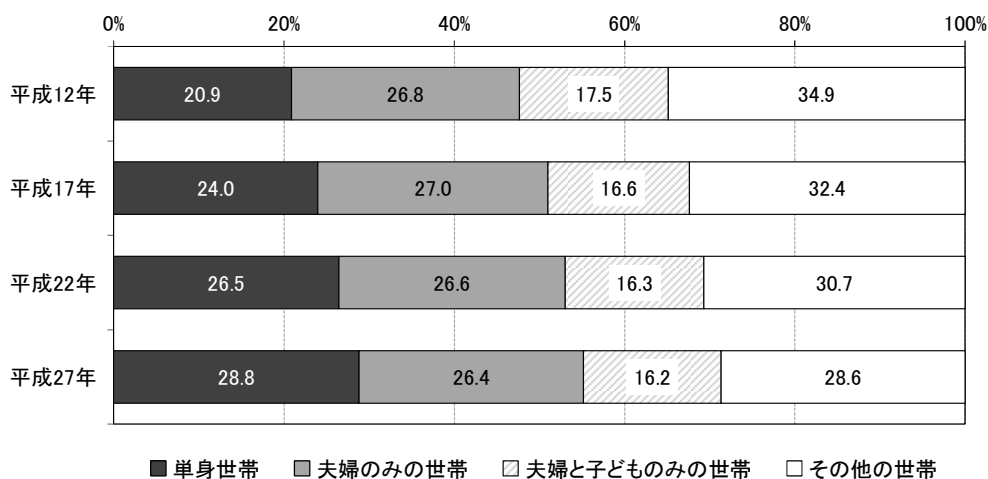
世帯構成の推移をみると、平成12年以降、単身世帯の割合は増加傾向、夫婦のみの世帯は横ばい、夫婦と子どものみの世帯は減少傾向となっています。

図 世帯数と世帯人員の推移



資料：国勢調査

図 世帯構成の推移

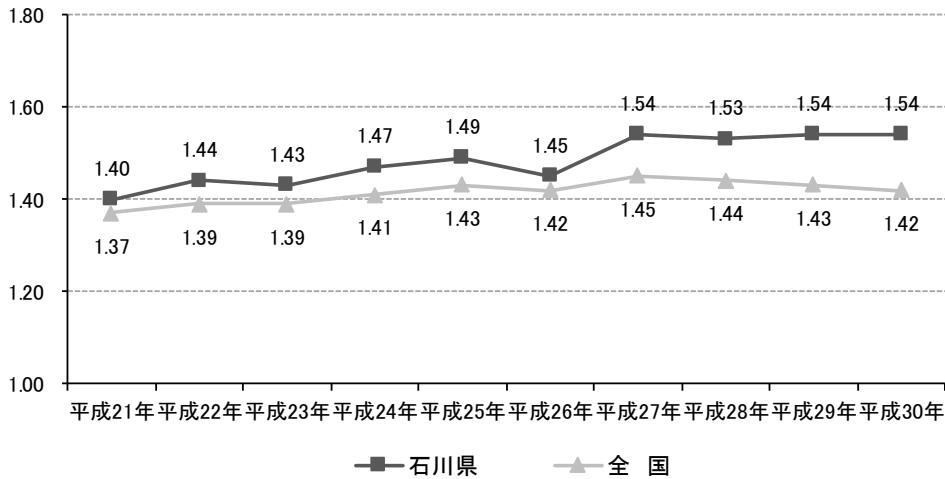


資料：国勢調査

(4) 合計特殊出生率の推移（石川県と全国の比較）

石川県の合計特殊出生率の推移をみると、過去 10 年間すべてにおいて、全国平均よりも高い数値で推移しています。特に平成 27 年以降は 1.50 を上回り、平成 30 年には 1.54 となっています。

図 合計特殊出生率の推移（石川県と全国の比較）

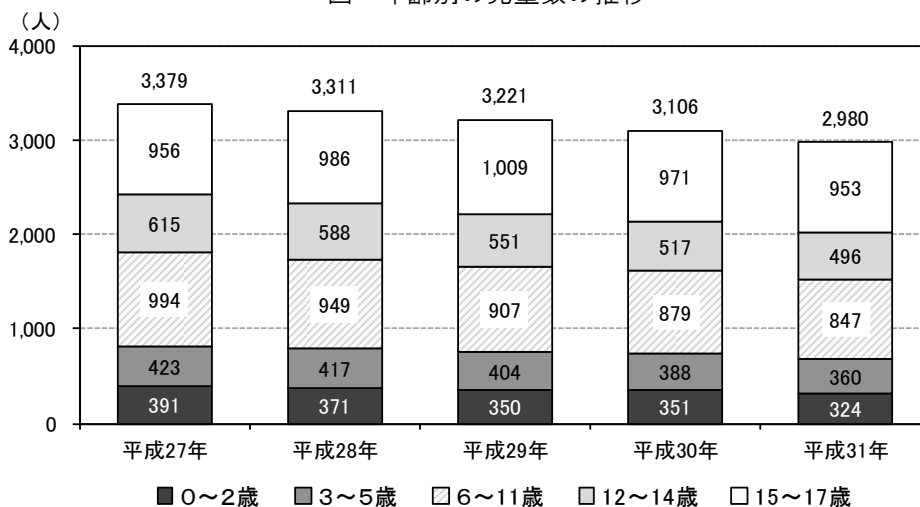


資料：平成 30 年度人口動態統計

(5) 児童数の推移

本市の児童数の推移をみると、総数は年々減少しており、平成 31 年では、平成 27 年から 399 人減少の 2,980 人となっています。15～17 歳はほぼ横ばいで推移しているものの、0～14 歳はいずれの年においても減少傾向がみられます。

図 年齢別の児童数の推移



資料：輪島市（各年 4 月 1 日時点）

(6) 未婚率の推移

本市の未婚率の推移をみると、男女ともにいずれの年代でも増加傾向となっています。平成27年では、男性は20～24歳で県の平均を上回り、25～39歳で国・県の平均を大きく上回っています。女性は30～34歳で国・県の平均を上回っています。

表 男女別年齢別の未婚率の推移

(%)

		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		男	女	男	女	男	女	男	女
平成12年	全国	92.9	87.9	69.3	54.0	42.9	26.6	25.7	13.8
	石川県	93.0	87.6	65.8	50.1	37.7	21.8	22.4	10.0
	輪島市	88.2	78.0	65.8	38.9	43.8	17.8	30.2	9.0
平成17年	全国	91.0	85.8	62.8	52.4	36.8	25.4	23.0	14.1
	石川県	94.2	89.3	68.9	57.0	43.2	28.0	26.9	15.6
	輪島市	89.9	77.5	68.8	46.5	45.6	24.5	35.9	13.5
平成22年	全国	91.4	87.8	69.2	58.9	46.0	33.9	34.8	22.7
	石川県	93.4	88.7	69.2	58.0	43.9	31.6	32.1	19.9
	輪島市	93.1	78.4	69.8	52.4	52.6	26.1	36.9	19.6
平成27年	全国	95.0	91.4	72.7	61.3	47.1	34.6	35.0	23.9
	石川県	91.7	87.6	67.2	57.3	43.2	31.7	31.7	21.6
	輪島市	92.2	81.5	76.0	55.9	53.8	34.8	43.9	18.4

資料：国勢調査



2 産業・就業の動向

(1) 産業別就業人口の推移

本市の就業人口は、減少傾向で推移しており、平成 27 年では 12,322 人となっています。産業別で就業人口をみると、第 3 次産業が最も多く、平成 27 年では 7,598 人となっています。また、第 2 次産業の減少が著しく、平成 12 年と比較すると、平成 27 年では半数以下にまで減少しています。

就業人口に占める女性の割合は平成 27 年で 45.8%、女性の就業率は 42.5%となっています。

表 産業別就業人口の推移

		合計 (人)	第1次 産業 (人)	第2次 産業 (人)	第3次 産業 (人)	分類 不能 (人)	就業人口 に占める 女性割合	15 歳以上 女性人口 (人)	女性 就業率
平成 12 年	総数	17,904	2,882	6,239	8,779	4	44.5%	16,313	49.1%
	男性	9,888	1,649	4,081	4,156	2			
	女性	8,016	1,233	2,158	4,623	2			
平成 17 年	総数	16,052	2,625	4,678	8,703	46	44.7%	15,428	46.7%
	男性	8,849	1,523	3,155	4,146	25			
	女性	7,203	1,102	1,523	4,557	21			
平成 22 年	総数	13,850	1,902	3,480	7,842	626	45.1%	14,303	43.7%
	男性	7,598	1,192	2,405	3,649	352			
	女性	6,252	710	1,075	4,193	274			
平成 27 年	総数	12,322	1,549	2,876	7,598	299	45.8%	13,284	42.5%
	男性	6,678	987	2,053	3,489	149			
	女性	5,644	562	823	4,109	150			

資料：国勢調査

※第 1 次産業：農業、林業、漁業などの産業

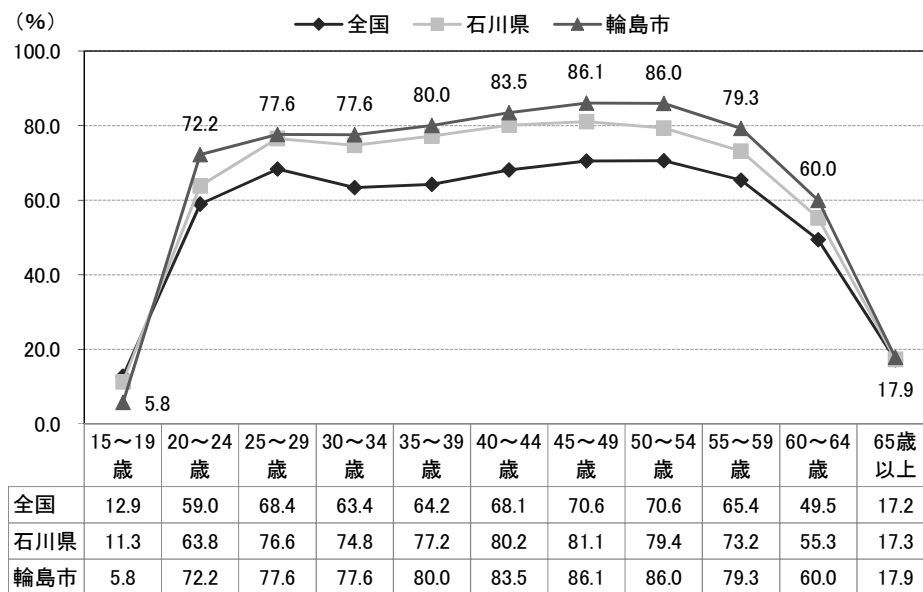
第 2 次産業：製造業、建設業、鉱業などの産業

第 3 次産業：卸売業、小売業、電気・ガス・熱供給・水道業、医療、福祉、その他サービス業など、第 1 次、第 2 次産業に属さない産業

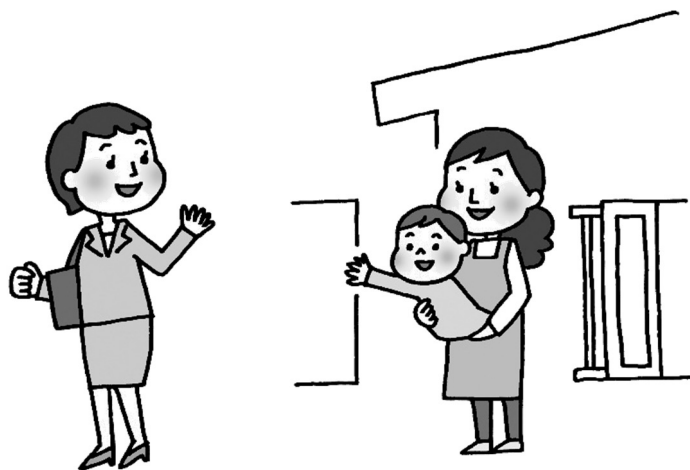
(2) 女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率をみると、15～19 歳を除くすべての年代において国・県の平均を上回っており、35～54 歳では国が目標としている就業率 80%を達成しています。また、25～34 歳での就業率が落ち込む M 字カーブはみられず、働く女性の割合は非常に高いと言えます。

図 女性の年齢別就業率（平成 27 年）



資料：国勢調査



3 本市の子育て支援施策等の概況

(1) 保育サービス等の状況

① 認可保育所（園）・認定こども園の設置状況

本市の認可保育所（園）は10か所、認定こども園は2か所、合計で12か所設置されています。保育士数については、平成30年度で137人となっています。

表 認可保育所（園）・認定こども園の設置数と保育士数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
認可保育所(園)・ 認定こども園数(か所)	12	12	12	12
保育士数(人)	123	124	139	137

資料：福祉課

② 認可保育所（園）・認定こども園の入所状況

認可保育所（園）・認定こども園への入所児童数は減少傾向となっており、平成30年度で607人となっています。また、入所率は80%台前半で横ばいに推移しており、平成30年度で82.1%となっています。在籍率は80%台後半で横ばいに推移しており、利用定員数に見合った入所児童数となっています。

表 認可保育所（園）・認定こども園の入所児童数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
就学前児童数(人)	814	788	754	739
利用定員数(人)	785	758	698	688
入所児童数(人)	670	647	627	607
入所率(%)	82.3	82.1	83.2	82.1
在籍率(%)	85.4	85.4	89.8	88.2

資料：福祉課

※入所率＝入所児童数/就学前児童数、在籍率＝入所児童数/利用定員数（4月1日現在）

③ 延長保育の利用状況

延長保育の利用児童数は増減を繰り返しており、平成 29 年度には延べ 398 人と大幅に増加しましたが、平成 30 年度で延べ 260 人と減少しています。

表 延長保育の利用児童数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延長保育 延べ利用児童数(人)	377	230	398	260

資料：福祉課

④ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場、また子育てに関する身近な相談窓口として、地域子育て支援拠点事業を実施しています。利用者数は増減を繰り返し、平成 30 年度には延べ 10,831 人となっています。

表 地域子育て支援拠点事業の利用者数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地域子育て支援拠点事業 延べ利用者数(人)	9,890	10,060	9,678	10,831

資料：福祉課

⑤ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の設置状況

本市の放課後児童クラブは平成 29 年度より 12 か所で実施しています。支援員等数については、平成 30 年度で 29 人となっています。

表 放課後児童クラブの設置数と支援員等数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置数(か所)	11	11	12	12
支援員等数(人)	27	29	27	29

資料：福祉課

⑥ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の利用状況

放課後児童クラブの利用児童数は、4～6年生の利用が増加しており、全学年の合計の利用児童数については、ほぼ横ばいで推移しています。平成30年度で利用児童数は312人となり、1～3年生は249人、4～6年生は63人となっています。また、入所率は30%を上回る割合で、わずかに増加傾向で推移しており、平成30年度で36.2%となっています。在籍率は利用定員数に見合った利用児童数となっており、平成30年度で71.1%となっています。

表 放課後児童クラブの利用児童数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生児童数(人)	987	941	894	863
利用定員数(人)	429	429	439	439
利用児童数(人)	302	302	295	312
1～3年生(人)	264	262	240	249
4～6年生(人)	38	40	55	63
入所率(%)	30.6	32.1	33.0	36.2
在籍率(%)	70.4	70.4	67.2	71.1

資料：福祉課

※入所率＝利用児童数/小学生児童数、在籍率＝利用児童数/利用定員数（4月1日現在）



(2) 母子保健事業の状況

① 母子健康手帳の交付状況

母子の健康管理と育児情報の提供のための、母子健康手帳の交付状況を見ると、増減を繰り返しながら減少傾向で推移しており、平成30年度には107件となっています。

表 母子健康手帳の交付状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交付数(件)	113	137	105	107

資料：健康推進課

② 妊婦・乳幼児健康診査の受診状況

妊婦や乳幼児の健康を管理する、妊婦・乳幼児健康診査の受診状況を見ると、すべての健診において高い受診率となっています。

表 妊婦・乳幼児健康診査の受診状況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦健診	受診数(人)	113	137	105	105
	受診率(%)	100.0	100.0	100.0	98.1
4か月児健診	受診数(人)	112	107	132	105
	受診率(%)	98.2	98.2	98.5	100.0
1歳6か月児健診	受診数(人)	122	114	111	138
	受診率(%)	100.0	96.6	96.5	97.9
3歳児健診	受診数(人)	135	140	130	102
	受診率(%)	100.0	97.2	97.0	95.3

資料：健康推進課

③ 幼児歯科健康診査の受診状況

幼児歯科健康診査の受診状況をみると、1歳6か月児と3歳児を対象に、幼児健診と同時に行っており、高い受診率となっています。

表 幼児歯科健康診査の受診状況

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1歳6か月児健診	受診数(人)	122	114	111	138
	受診率(%)	100.0	96.6	96.5	97.9
3歳児健診	受診数(人)	135	140	130	102
	受診率(%)	100.0	97.2	97.0	95.3

資料：健康推進課

④ 訪問指導・相談の状況

新生児の家庭に助産師や保健師が訪問し、指導を行う新生児訪問や、保健指導が必要な乳幼児の家庭に保健師・管理栄養士などが訪問し、指導を行う乳幼児訪問指導など各種訪問指導・相談を実施しています。新生児訪問と妊婦訪問については概ね横ばいの推移となっています。乳幼児訪問については、出生数の減少により、平成30年度には87件と低くなっています。養育支援訪問については、平成29年度までは80件程度で推移していましたが、平成30年度には44件と半数程度の数に減少しています。

表 訪問指導・相談の状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新生児訪問(件) (生後30日以内児)	9	6	5	6
乳幼児訪問(件) (生後1か月以上～就学前児)	109	98	132	87
妊婦訪問(件) (母子健康手帳発行者)	1	1	2	0
養育支援訪問(件) (養育支援訪問事業対象者)	83	77	77	44
合計(件)	202	182	216	137

資料：健康推進課

※養育支援訪問事業対象者：乳児訪問等により、特に適切な養育環境の維持・改善が必要と判断された家庭

⑤ 乳幼児健康相談事業の実施状況

乳幼児健康相談事業では、育児不安の解消と、健診での要観察児のフォローを目的に実施しており、身体計測のほか、育児や栄養に関する助言・指導を行っています。平成30年度の参加者数は266人となっています。

表 乳幼児健康相談事業の実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加者数(人)	261	245	249	266

資料：健康推進課

⑥ 幼児の健康診査フォローのための教室の実施状況

本市では、1歳6か月児健診や3歳児健診において、保護者が子どもの特性を理解し適切な関わりができるよう助言し、継続支援や専門的支援につなぐことにより、子どもの発達を促す教室を行っています。平成30年度には25回実施し、延べ70組の参加がありました。

表 あそびの教室の実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数(回)	23	24	24	25
延べ参加組数(組)	80	87	65	70

資料：健康推進課

⑦ 発達支援室の相談状況

本市では、平成29年度より発達に特性がある子ども、その他特別な配慮が必要な子どもなどに対し、「発達支援室」が保育所(園)や認定こども園、学校と連携しながら切れ目のない支援を行っています。保護者からの相談のほか、保育所(園)や学校からの相談を受け、その子どもへの対応方法についての助言などを行っています。平成30年度は未就学児から中学生まで362件の相談があり、相談の実人数は187人となっています。

表 発達支援室の相談状況

※ () 内は実人数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
未就学児(件)	-	-	123(43)	160(88)
小学生(件)	-	-	83(21)	185(88)
中学生(件)	-	-	11(3)	17(11)
合計(件)	-	-	217(67)	362(187)

資料：福祉課

4 子ども・子育て支援に関する調査結果の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定資料として、保育ニーズや本市の子育て支援サービスの利用状況と利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、子ども・子育て支援に関する調査（アンケート調査）を実施しました。

(2) 調査概要

- 調査地域 : 輪島市全域
- 調査対象者 : 輪島市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童調査）
輪島市内在住の「小学生児童」のいる世帯・保護者（小学生児童調査）
- 調査期間 : 平成31年3月1日（金）～平成31年3月13日（水）
- 調査方法 : 保育所（園）・認定こども園・小学校を通じた配布・回収

【回収結果】

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	547件	376件	68.7%
小学生児童	645件	564件	87.4%
合計	1,192件	940件	78.9%

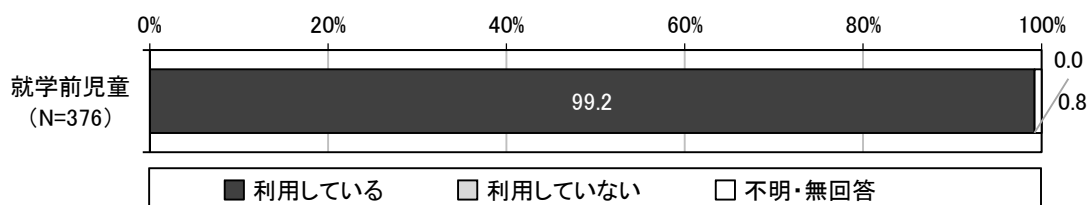
(3) 調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても、合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または、回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

(4) 調査結果

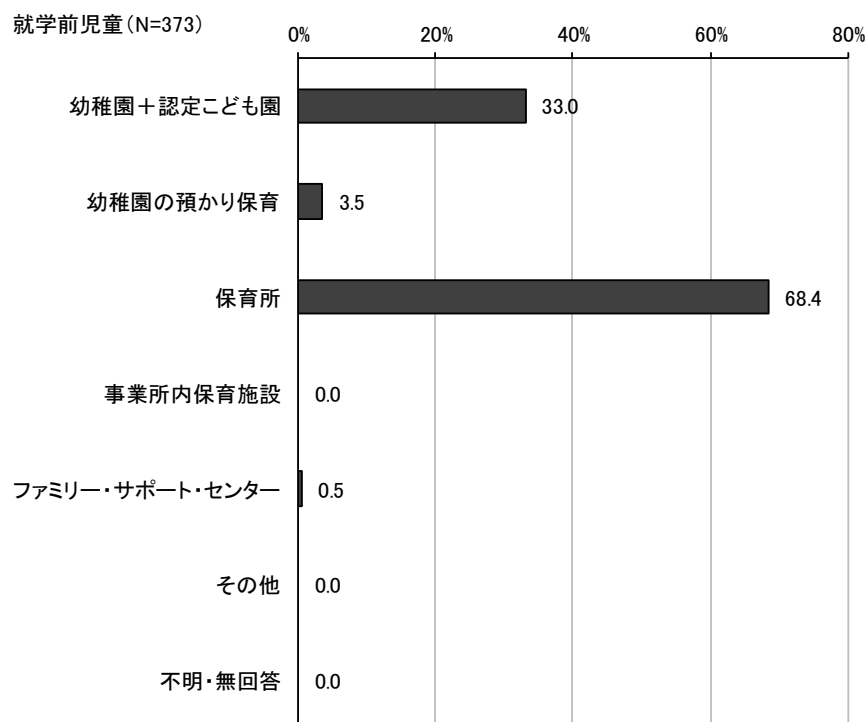
① 現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」が 99.2% となっています。



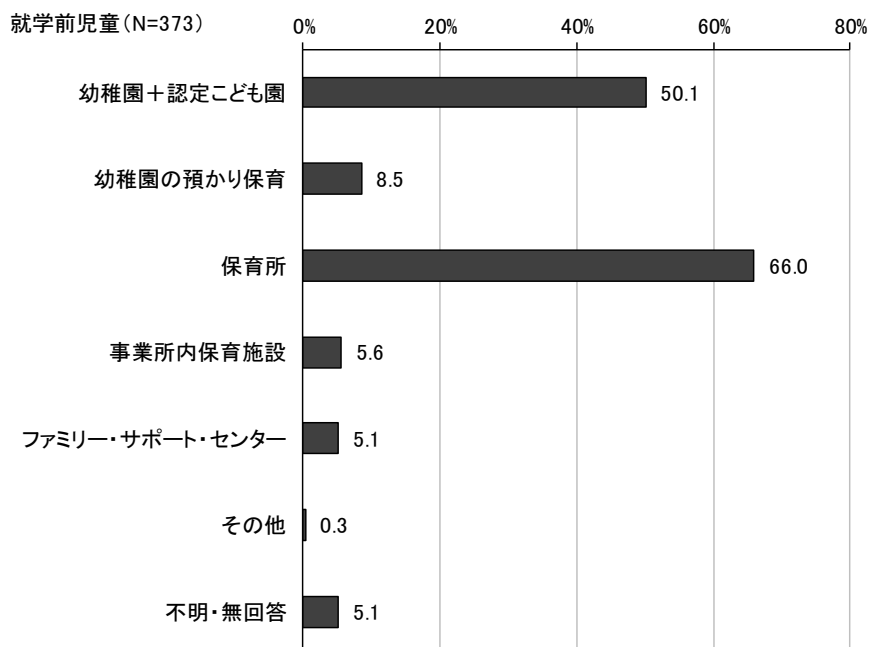
② 平日に利用している教育・保育事業

平日に利用している教育・保育事業の利用状況についてみると、「保育所」が 68.4% と最も高く、次いで「幼稚園＋認定こども園」が 33.0% となっています。



③ 今後、定期的に利用したい教育・保育事業

現在、利用している、利用していないに関わらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として定期的に利用したいと考える事業についてみると、「保育所」が66.0%と最も高く、次いで「幼稚園+認定こども園」が50.1%となっています。

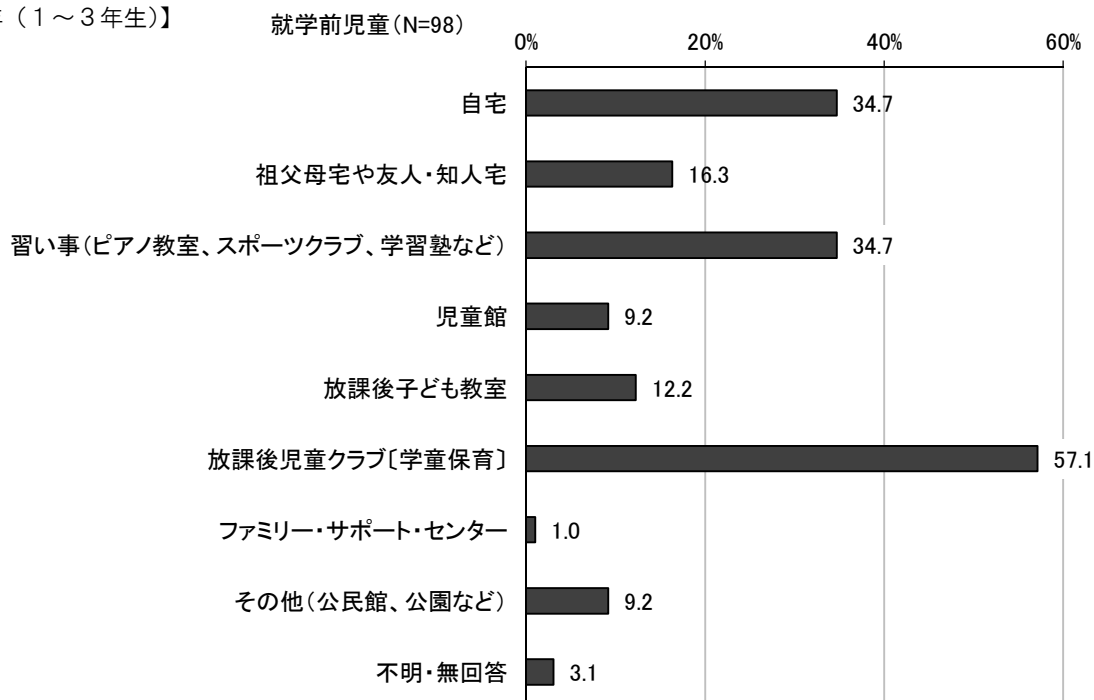


④ 小学校就学後、放課後（平日の小学校終了後）の時間に過ごさせたいと思う場所

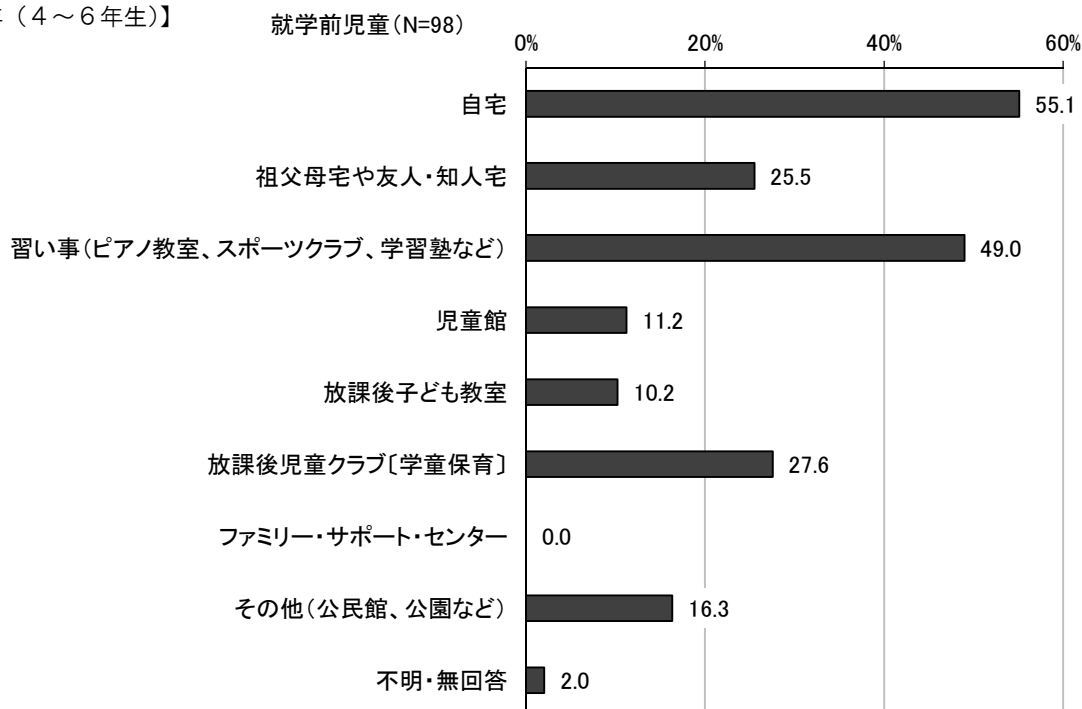
お子さんが5歳以上である方の、子どもが小学校に就学した際、放課後の時間に過ごさせたい場所についてみると、低学年（1～3年生）では、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が57.1%と最も高く、次いで「自宅」と「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が同率で34.7%となっています。

高学年（4～6年生）では、「自宅」が55.1%と最も高く、次いで「習い事」が49.0%となっています。

【低学年（1～3年生）】

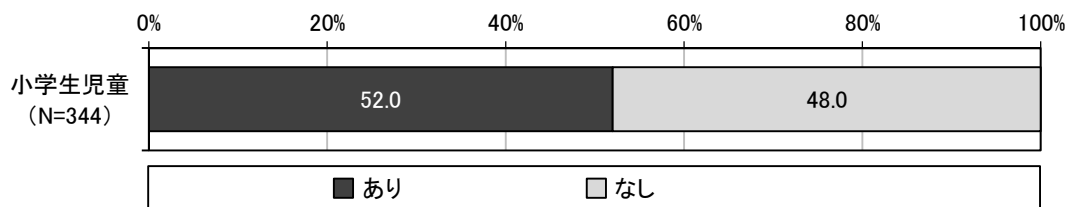


【高学年（4～6年生）】



⑤ 小学生児童の平日の放課後児童クラブ〔学童保育〕の利用希望

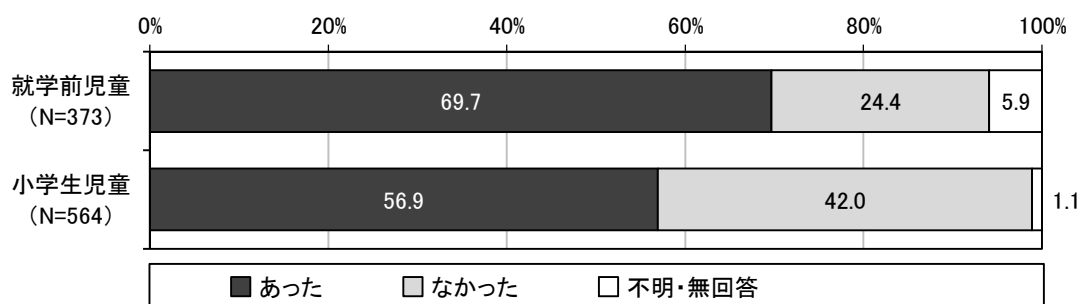
小学生児童の平日の放課後児童クラブ〔学童保育〕の利用希望についてみると、「あり」が52.0%となっています。



※不明・無回答が多かったため、不明・無回答を除いた割合を掲載しています。

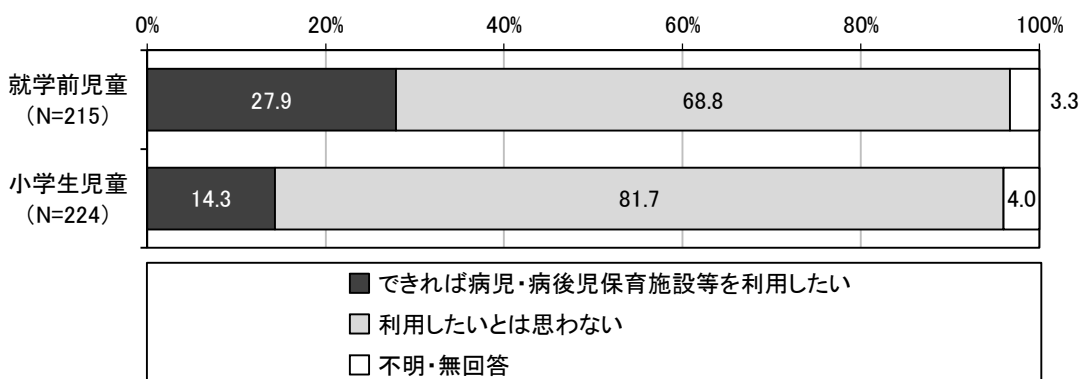
⑥ この1年間に、子どもが病気やケガで普段利用している事業が利用できなかった（小学生は学校を休まなければならなかった）ことの有無

この1年間に、子どもが病気やケガで普段利用している事業が利用できなかった（小学生は学校を休まなければならなかった）ことの有無についてみると、「あった」が就学前児童で69.7%、小学生児童で56.9%となっています。



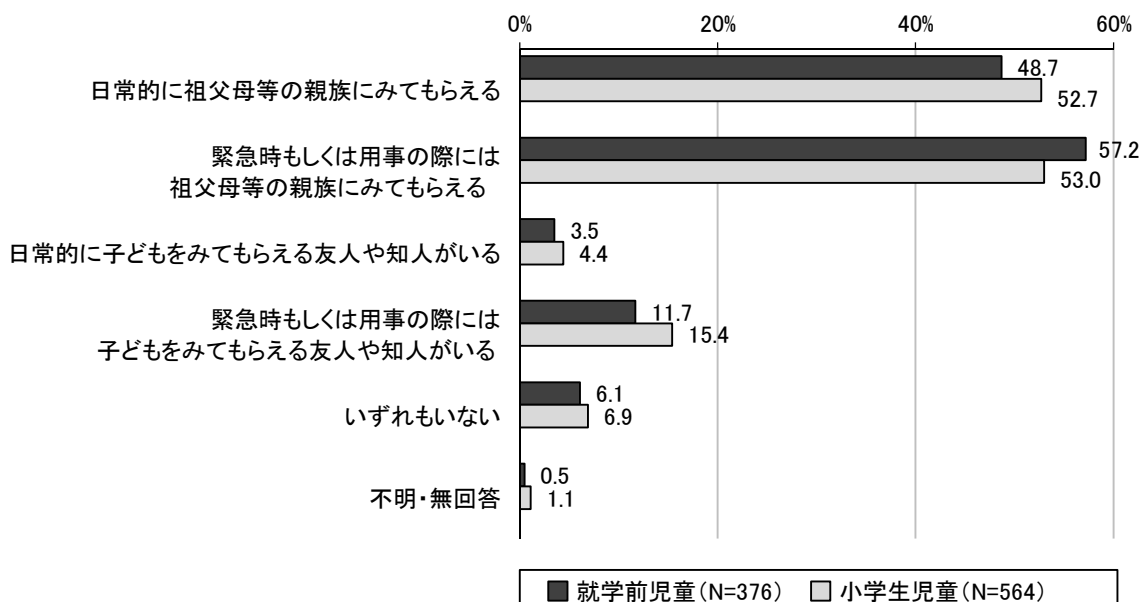
⑦ 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

子どもの病気やケガのために、父親や母親が休んだ際、病児・病後児のための保育施設等の利用希望についてみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が就学前児童で27.9%、小学生児童で14.3%となっています。



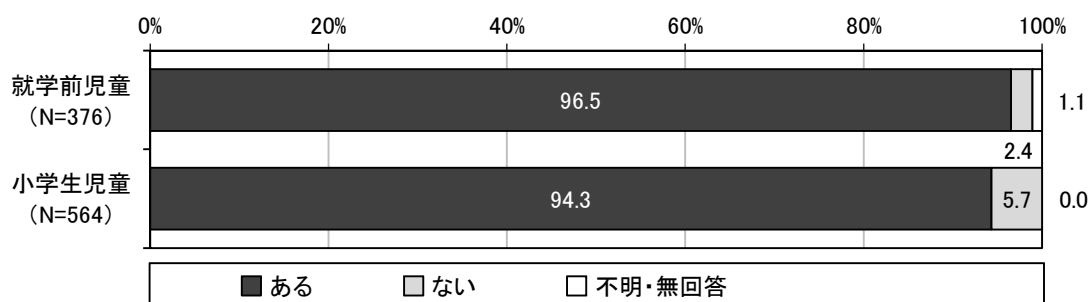
⑧ 日頃、子どもをみてもらえる親族や知人

日頃、子どもをみてもらえる親族や知人についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で57.2%、小学生児童で53.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で48.7%、小学生児童で52.7%となっています。



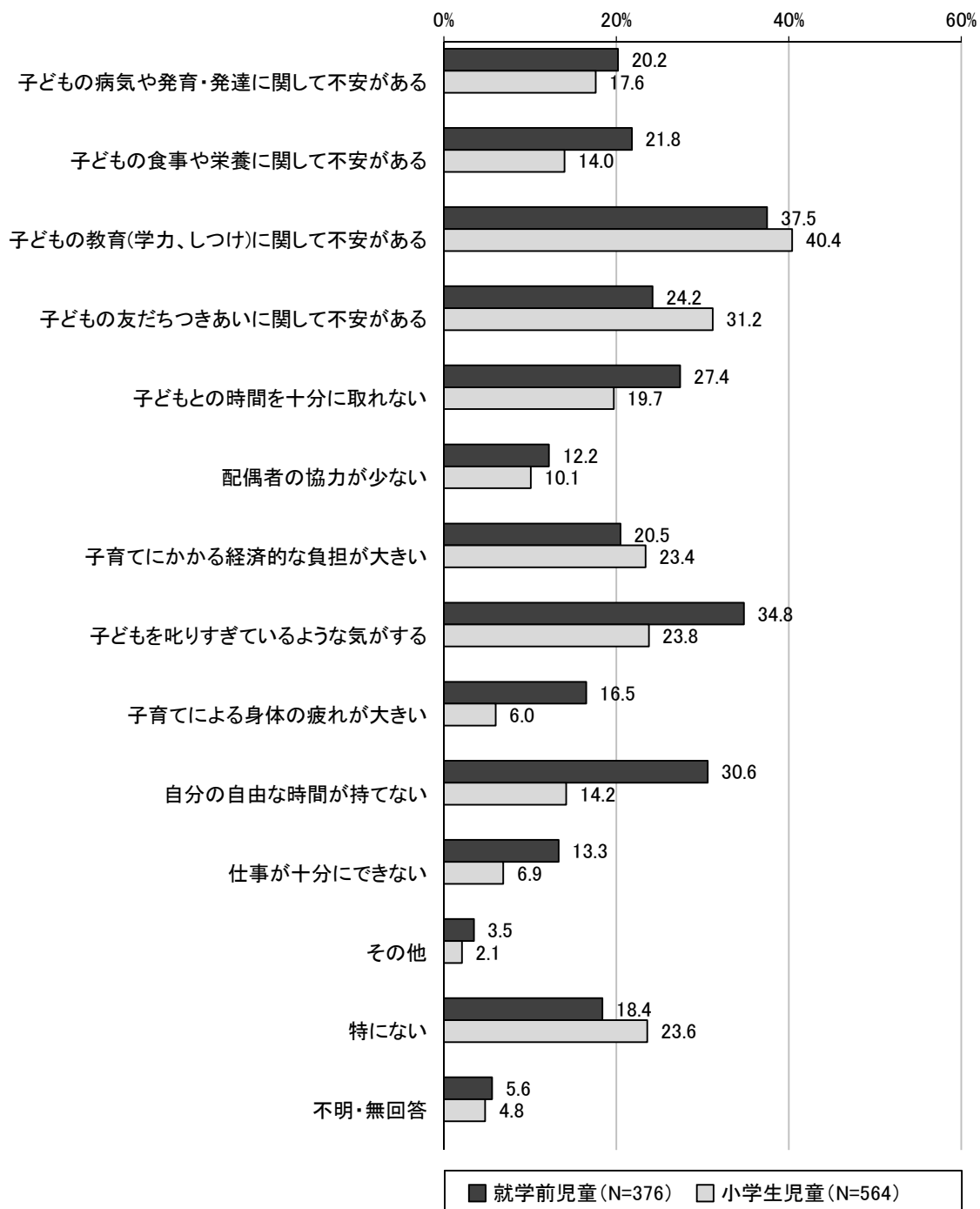
⑨ 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人や場所の有無

子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人や場所があるかについてみると、「ある」が就学前児童で96.5%、小学生児童で94.3%となっています。



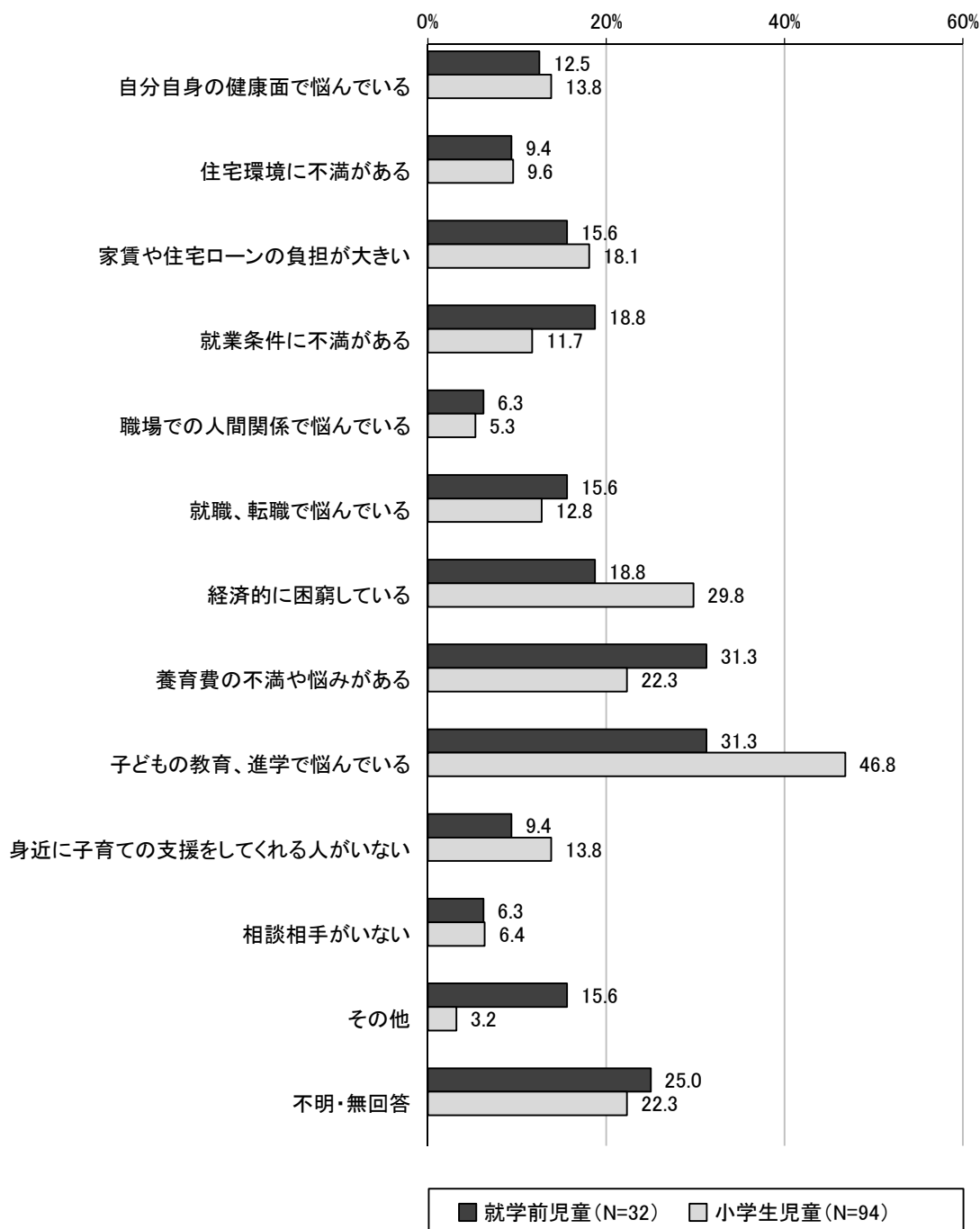
⑩ 子育てに関して日常的に悩んでいること、気になること

子育てに関して日常的に悩んでいること、気になることについてみると、「子どもの教育（学力、しつけ）に関して不安がある」が就学前児童で37.5%、小学生児童で40.4%と最も高くなっています。次いで就学前児童では「子どもを叱りすぎているような気がする」が34.8%、小学生児童では「子どもの友だちつきあいに関して不安がある」が31.2%となっています。



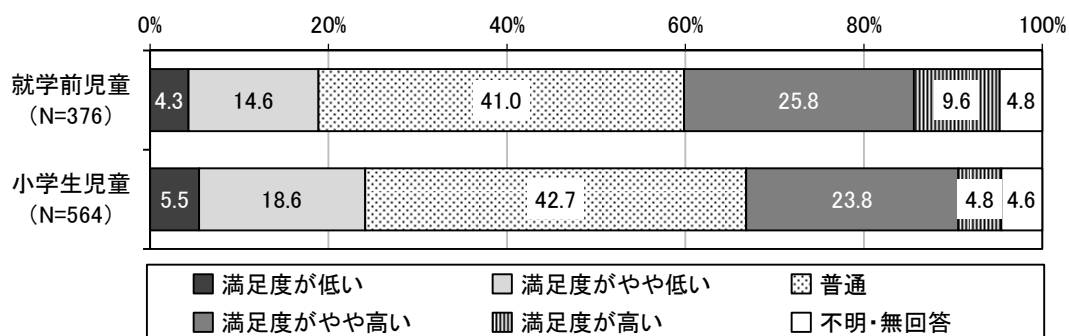
⑪ ひとり親家庭の方で子育てや生活に関して悩んでいること

ひとり親家庭（母子・父子家庭）の方で子育てや生活に関して悩んでいることについてみると、就学前児童では「養育費の不満や悩みがある」と「子どもの教育、進学で悩んでいる」が同率で31.3%と最も高くなっています。小学生児童では「子どもの教育、進学で悩んでいる」が46.8%と最も高く、次いで「経済的に困窮している」が29.8%となっています。



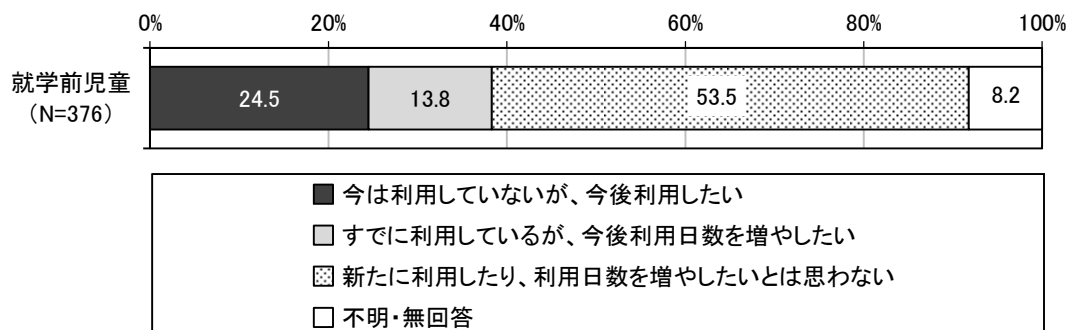
⑫ 輪島市における子育て環境や支援への満足度

輪島市における子育て環境や支援への満足度についてみると、「普通」が就学前児童で41.0%、小学生児童で42.7%と最も高く、次いで「満足度がやや高い」が就学前児童で25.8%、小学生児童で23.8%となっています。



⑬ 地域子育て支援事業の今後の利用希望

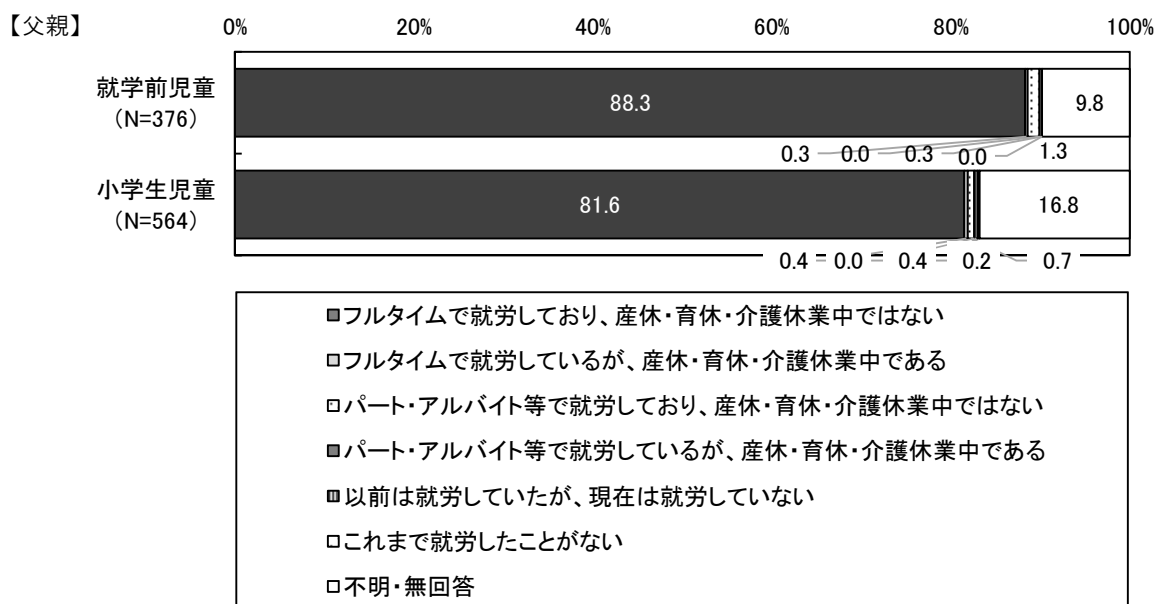
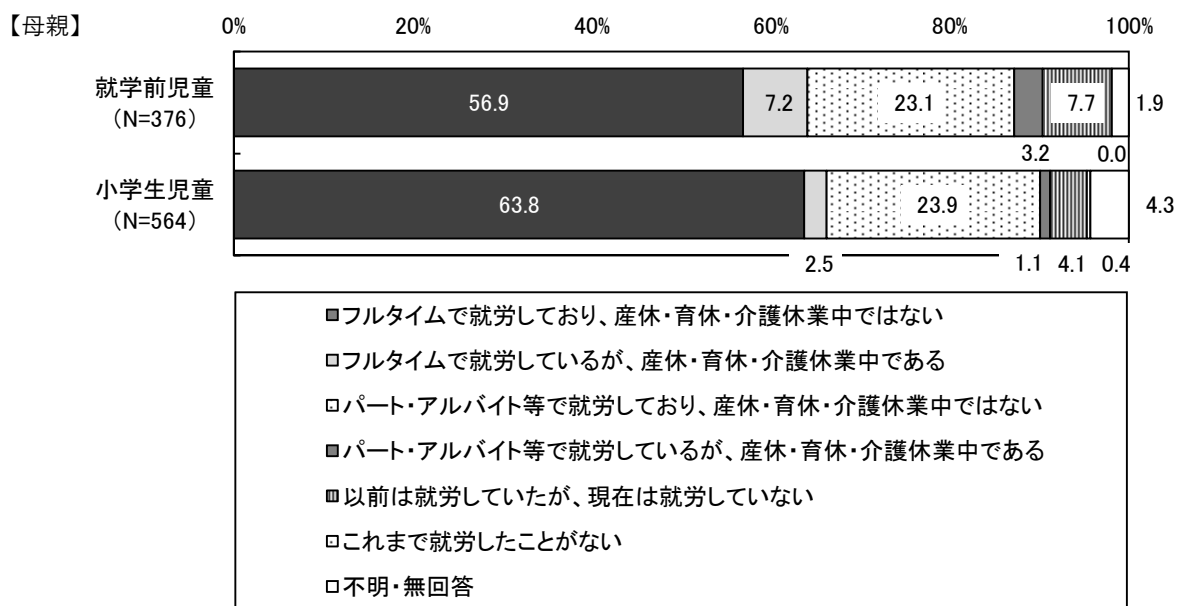
地域子育て支援事業の今後の利用希望についてみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が53.5%と最も高く、次いで「今は利用していないが、今後利用したい」が24.5%となっています。



⑭ 保護者の就労状況

保護者の現在の就労状況についてみると、母親に関しては「フルタイム就労」が就学前児童で56.9%、小学生児童で63.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト就労」が就学前児童で23.1%、小学生児童で23.9%となっています。

父親に関しては「フルタイム就労」が就学前児童で88.3%、小学生児童で81.6%と、いずれも8割以上を占めています。



※フルタイム：1週5日程度・1日8時間程度の就労
パート・アルバイト等：フルタイム以外の就労

5 団体ヒアリングの結果

(1) 団体ヒアリング実施概要

本計画の策定にあたり、本市における子育て支援関係団体の活動状況や要望等を把握し、本市の子育て支援の現状や課題の整理及び子育て支援施策の検討材料として用いるために、市内の子育て支援関係団体にヒアリングを行いました。

- 調査地域 : 輪島市全域
- 調査対象 : 輪島市内の子育て支援関係団体
保育所(園) [10]、認定こども園[2]、輪島市社会福祉協議会[1]、
放課後等デイサービス実施団体[2]、輪島市母子父子寡婦福祉協会[1]、
みらい子育てネット[5]、子育て支援センター[1]の22か所
- 調査期間 : 令和元年9月2日(月)～令和元年9月20日(金)
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収

【回収結果】

調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
22件	18件	81.8%

(2) 団体ヒアリング結果まとめ

- 本市の子育て支援関係団体の活動内容としては、保護者や子どもに対する相談支援を中心にしているほか、豊かな自然に囲まれた本市ならではの特徴を生かして、自然体験などの活動機会の提供にも多くの団体に取り組んでいます。
- 各団体では基本的に専属職員が中心となって活動をしていますが、一部団体ではボランティアの人のみによって活動が行われています。
- 本市の子育て支援で充実していることとしては、保育サービスや母子保健事業があげられています。また、地域での子育て支援活動についてもきめ細かく実施されているという声もあります。
- 本市の子育て支援における問題点や課題については、子どもの遊べる場所の確保が最も重要視されています。また、子育てしやすい住居やまちづくりなどの暮らしの環境整備、子どもを犯罪や事故、災害から守る体制といった安心で暮らしやすい環境整備についても求められています。
- 団体が抱える課題や困りごととしては、活動・運営におけるスタッフが不足しているといった、人的資源のことがあげられているほか、それぞれの団体が自分たちの活動で手一杯であることから、団体同士の連携が図られていないことが課題となっています。
- 団体が行政に望む支援としては、遊ぶ場所や住宅環境の充実といった団体では取り組みが難しいハード面の整備と、団体同士の連携を促進する取り組みが求められています。

6 前回計画の評価

※量の見込みの単位表記について、「人／年」と書かれているものは実利用人数、「人日／年」「人回／年」と書かれているものは延べ利用人数
 ※教育・保育施設：幼稚園、保育所（園）、認定こども園の総称
 地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の総称

(1) 教育・保育事業

■ 教育事業【1号認定（3～5歳）】

【事業の内容】

教育事業は、保育の必要性が認められない1号認定の子どもを認定こども園の教育標準時間や幼稚園等で預かり、就学前の教育を提供する事業です。

◎ 実施箇所：認定こども園 2か所

(単位：人/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	27	27	27	26	25
	確保の内容					
	教育・保育施設	27	27	27	27	27
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
実績値		31	31	22	28	22

教育事業での受け入れについて、おおよそ見込み量どおりの結果となりました。



■ 保育事業【2号認定（3～5歳）】

【事業の内容】

保育事業は、保育の必要性が認められる2号認定及び3号認定の子どもを保育所（園）や認定こども園の短時間保育や標準時間保育にて預かる事業です。

◎ 実施箇所：保育所（園） 10か所、認定こども園 2か所

（単位：人/年）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
計画値	量の見込み	395	393	393	383	370	
	確保の内容	教育・保育施設	468	468	468	468	468
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
実績値		390	383	378	351	331	

保育事業【2号認定（3～5歳）】での受け入れについて、利用者が減少していき、年度が進むにつれ、見込み量を大きく下回る結果となりました。

■ 保育事業【3号認定（0歳）】

（単位：人/年）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
計画値	量の見込み	70	68	67	66	63	
	確保の内容	教育・保育施設	70	70	70	70	70
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
実績値		31	33	25	31	15	

保育事業【3号認定（0歳）】での受け入れについて、見込み量を大きく下回る結果となりましたが、5月以降の途中入所は多くなっています。

■ 保育事業【3号認定（1～2歳）】

（単位：人/年）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
計画値	量の見込み	230	221	217	211	207	
	確保の内容	教育・保育施設	230	230	230	230	230
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
実績値		218	200	202	197	190	

保育事業【3号認定（1～2歳）】での受け入れについて、見込み量を下回る結果となりました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援事業

【事業の内容】

子ども及びその保護者等、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て支援拠点施設を中心とした情報発信や子育て世帯の現状把握を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施し、支援する事業です。

◎ 実施箇所：子育て支援センター（基本型）、平成 30 年度より妊娠子育て相談窓口（母子保健型）の 2 か所

（単位：か所）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	量の見込みをせず				
	確保の内容					
実績値		0	1	1	2	2

利用者支援事業について、2 か所で実施をしました。

■ 地域子育て支援拠点事業

【事業の内容】

乳幼児及びその保護者等が気軽に集い交流する場を開設し、子育てについての相談対応、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

◎ 実施箇所：子育て支援センター[1]、保育所（園）[2]、もんぜん児童館[1]の 4 か所

（単位：人回/年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	12,864	12,420	12,132	11,880	11,592
	確保の内容	23,300	23,300	23,300	23,300	23,300
実績値		9,890	10,060	9,678	10,831	

地域子育て支援拠点事業について、見込み量を下回る結果となりました。

■ 妊婦健康診査

【事業の内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要な時に応じた医学的検査を適時に実施する事業です。

(単位：人/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	125	122	119	116	111
	確保の内容	125	122	119	116	111
実績値		112	107	132	105	

妊婦健康診査事業について、平成 29 年度は見込み量を上回りましたが、出生数の減少により減少傾向となりました。

■ 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

【事業の内容】

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	127	123	120	119	114
	確保の内容	127	123	120	119	114
実績値		120	113	147	102	

乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）について、多少の増減がある中、平成 29 年度は見込み量を上回りましたが、出生数の減少により減少傾向となりました。

■ 養育支援訪問事業

【事業の内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。なお、前回計画では実人数による集計を想定した見込み量を立てていましたが、集計の都合上、実績値は延べ利用人数となっています。

(単位：人/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	38	41	45	49	53
	確保の内容	38	41	45	49	53
実績値		83	77	77	44	

養育支援訪問事業について、平成 30 年度の実績が減少しています。

■ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

輪島市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待防止に向けて、要保護児童等の早期発見及び適切な保護・支援を図りました。子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業についての実施はありませんでした。

■ 子育て短期支援事業

【事業の内容】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。子育て短期支援事業には、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

(単位：人日/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	16	16	15	15	14
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	

子育て短期支援事業について、利用者を受け入れる体制整備はありませんでした。

■ ファミリー・サポート・センター事業

【事業の内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

◎ 実施箇所：子育て支援センター

(単位：人日/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	21	20	20	19	19
	確保の内容	108	108	108	108	108
実績値		24	1	13	41	

ファミリー・サポート・センター事業について、年度により利用者の増減が大きくなっています。平成 27 年度と平成 30 年度は量の見込みを上回り、平成 28 年度と平成 29 年度は量の見込みを下回る結果となりました。

■ 一時預かり事業

【事業の内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所（園）、認定こども園において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

◎ 実施箇所：保育所（園）[10]、認定こども園[2]の 12 か所

(単位：人日/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
計画値	量の見込み	892	875	866	846	822	
	内訳	幼稚園型	75	75	75	73	70
		保育所型	817	800	791	773	752
	確保の内容	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	
実績値	幼稚園型	実績なし					
	保育所型	480	369	457	221		

一時預かり事業について、見込み量を大幅に下回る結果となりました。

■ 延長保育事業

【事業の内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、保育所（園）、認定こども園において保育を実施する事業です。

◎ 実施箇所：保育所（園）[3]、認定こども園[1]の4か所

(単位：人/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	41	41	40	39	38
	確保の内容	48	48	48	48	48
実績値		65	41	42	41	

延長保育事業について、平成 27 年度は見込み量を上回る結果となりましたが、平成 28 年度以降は概ね見込み量どおりの結果となりました。

■ 病児・病後児保育事業

【事業の内容】

病児保育事業とは、病児を病院内の病児保育室等において、看護師等が一時的に保育する事業です。また、病後児保育事業とは、病気またはその回復期にある児童に対して、集団保育の困難な時期に保育する事業です。

◎ 実施箇所：輪島病院内病児保育室（病児保育）、輪島病院院内保育所「ひまわり」（病後児保育）

(単位：人日/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	601	582	565	550	533
	確保の内容	664	664	664	664	664
実績値		16	25	21	19	

病児・病後児保育事業について、見込み量を大幅に下回る結果となりました。

■ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業の内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

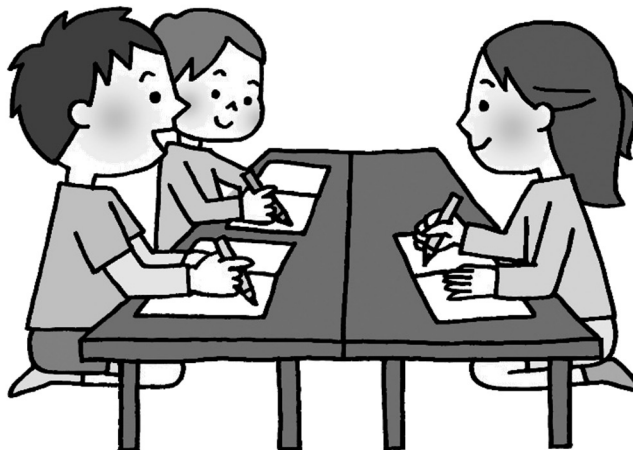
◎ 実施箇所：平成 27 年度、平成 28 年度は 11 クラブで実施

平成 29 年度からは河井第 2 児童クラブが開設し、12 クラブで実施

（単位：人/年）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
計画値	量の見込み	319	302	290	281	279	
	内訳	1～3年生	290	275	264	256	254
		4～6年生	29	27	26	25	25
	確保の内容	395	395	395	395	395	
実績値	1～3年生	264	262	240	249	236	
	4～6年生	38	40	55	63	89	
	合計	302	302	295	312	325	

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）について、1～3年生は見込み量を下回る結果となりました。4～6年生は見込み量を大幅に上回る結果となりました。合計では、平成 29 年度以降、見込み量を上回る結果となりました。



7 輪島市の子育て支援における課題

(1) 統計から見える課題

- 本市の人口は、年間約 500 人ずつ減少しており、今後も人口減少が進んでいくと考えられます。
- 出生数の減少も著しいことから、今後児童の数は一層減ることが予想されます。
- 全世代で女性の就業率が高く、特に 35 歳から 54 歳の間では 80%以上と、子育て世代の就業率が高くなっています。このことから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現と包括的な子育て支援を推進していくことが必要とされています。また、就学前児童の親は「自分の自由な時間が持てない」と回答しており、仕事と子育ての両立に対する支援が求められています。

(2) アンケート調査から見える課題

- 子育てに関して日常的に悩んでいること、気になることとして、「子どもの教育（学力、しつけ）」や「子どもを叱りすぎているような気がする」が 30%以上と高くなっており、子どもとの接し方に不安を抱えている保護者が多いと考えられます。このことから、子どもへの肯定的な関わり方を学ぶ機会の提供などが求められています。
- ひとり親家庭においては、経済的な問題や子どもの教育・進学の問題が高くなっています。

(3) 団体ヒアリングから見える課題

- 地域における子育て支援については、子どもの遊べる場所の確保をはじめ、子育てしやすい生活環境の整備や子どもが安心・安全に暮らせる環境づくり等が求められています。
- 団体の活動については、運営における人材の確保、団体同士の交流や連携の強化が課題となっています。

(4) 前回評価から見える課題

- 放課後児童クラブについては、利用者が増加しており、適正な基準のもと、ニーズに応じた対応が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法第2条第1項では、その基本理念として「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という考え方のもと、家庭、学校、地域、職域、その他社会のあらゆる分野の構成員が役割を果たすとともに、相互に協力して子ども・子育て支援を進めていく方針を打ち出しています。そのため、家庭における子育てを基本としつつ、地域全体の支援を得ながら、次代を担う子どもの育ちを社会全体で支えていくことが大切となります。

本計画では、まち全体が子どもの成長を見守り、安心して子どもを産み育てられ、子どもが健やかに成長できる、子育てが楽しいまちを目指すために、以下の基本理念を掲げます。

◆◆ 計画の基本理念 ◆◆

地域で子育て家庭を見守り、子どもの成長を支え、

みんなが笑顔ですごせるまち輪島



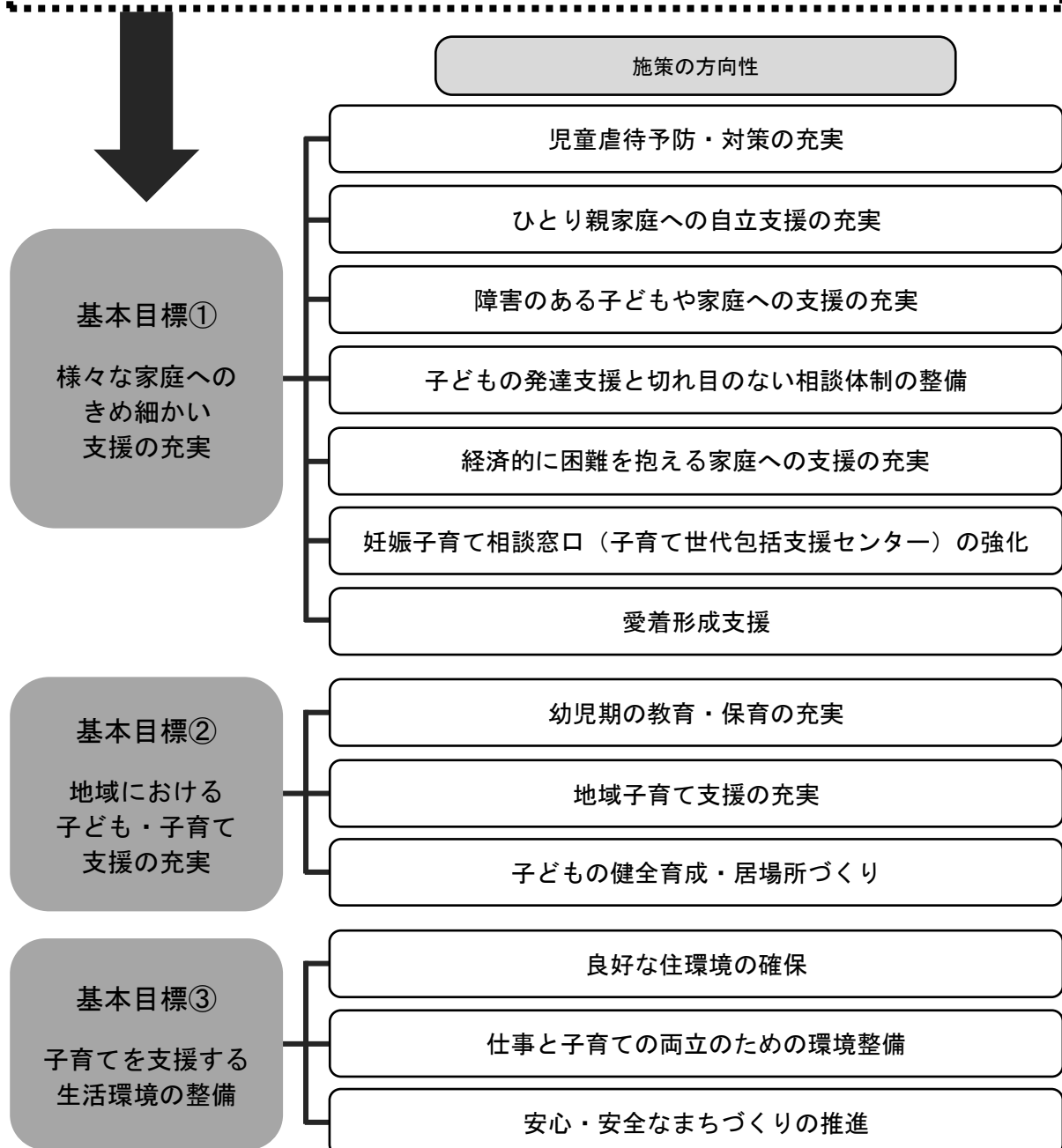
2 計画の体系

【基本理念】

地域で子育て家庭を見守り、子どもの成長を支え、
みんなが笑顔で過ごせるまち輪島

視点1 子どもへの切れ目のない支援と子どもの包括支援体制

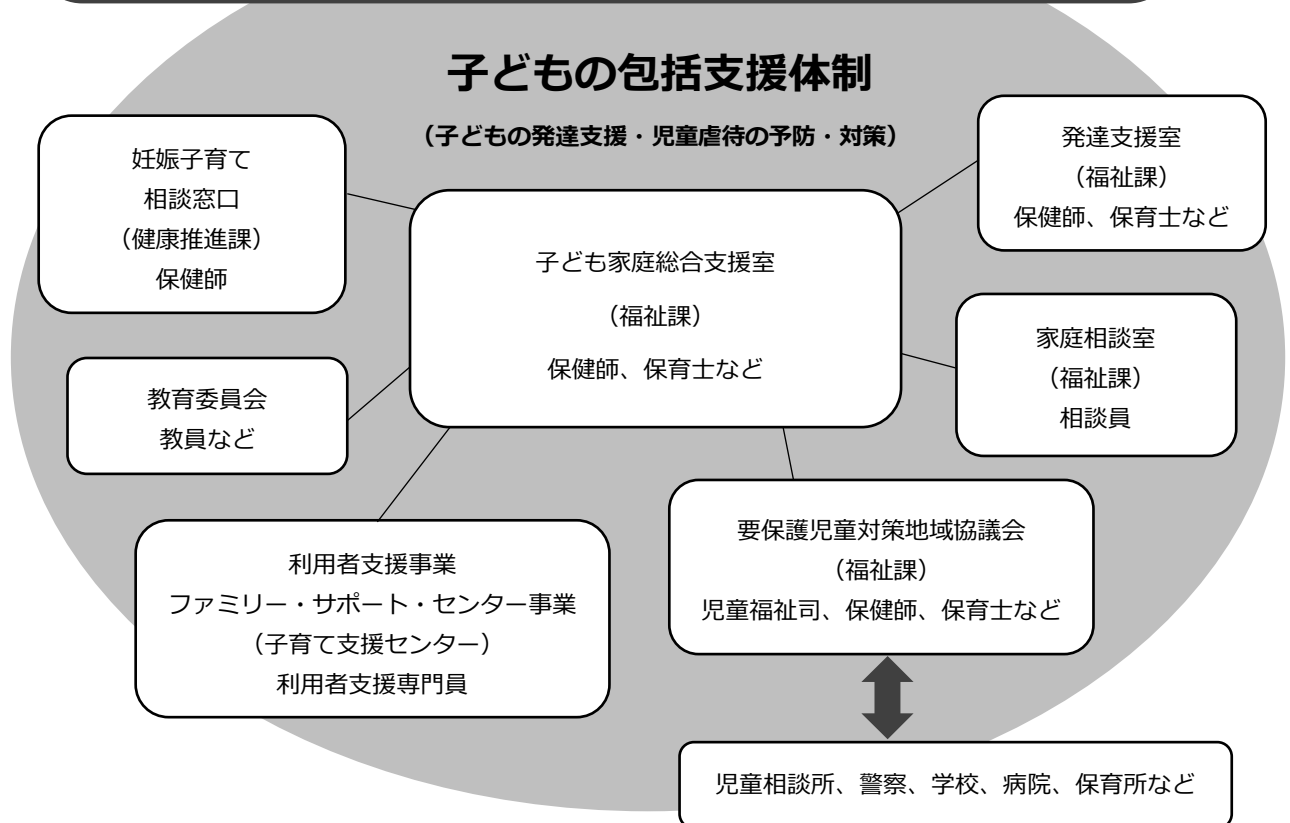
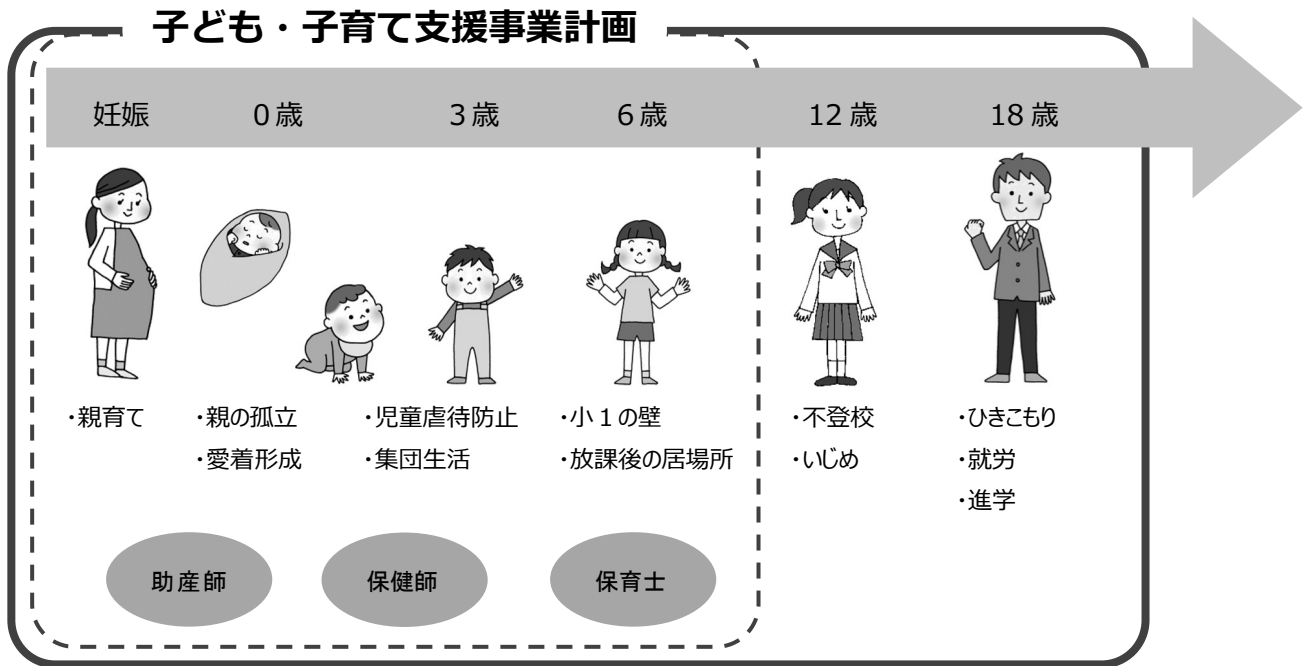
視点2 子どもと子育てを地域で支える仕組みづくり



3 計画の視点

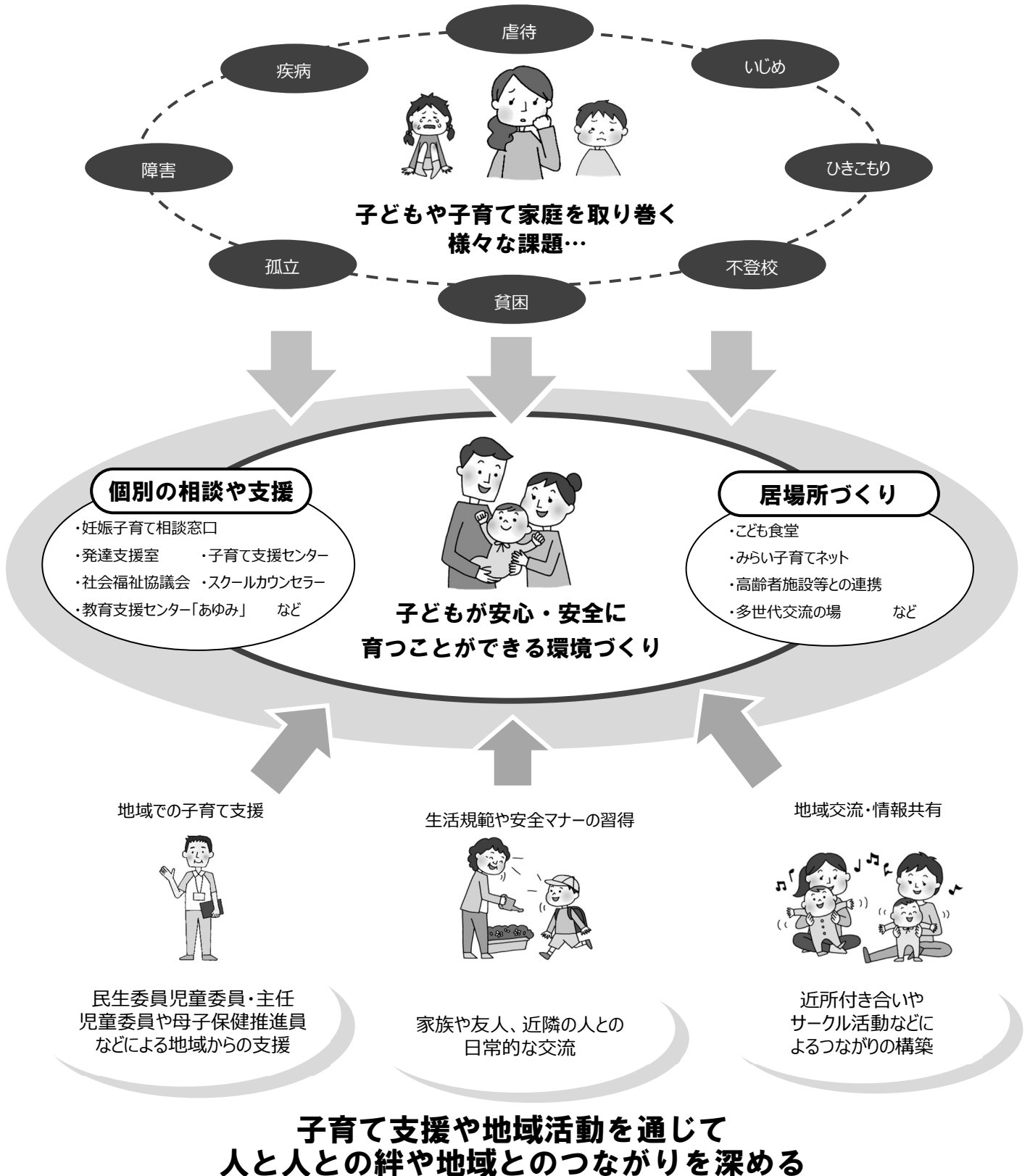
視点1：子どもへの切れ目のない支援と子どもの包括支援体制

子どもの健やかな育ちのためには、出産支援、出産後の育児相談、保育、就学、その後も含めた切れ目のない支援体制づくりの視点が必要です。子どもと保護者を包括的に支援する視点を持ちながら、子どもが安心・安全に育つことができる環境づくりに努めるとともに、必要な人には専門的な機関へつなぐ体制を整えることが重要です。



視点2：子どもと子育てを地域で支える仕組みづくり

子ども・子育て家庭の課題の多様化と、地域における孤立が懸念されます。今後は子育て支援や地域活動を通して、各家庭同士や地域との交流を深める機会をつくりながら、すべての子どもが健やかに成長していける環境づくりを地域全体で行っていく視点が重要です。



4 計画の基本目標

基本理念「地域で子育て家庭を見守り、子どもの成長を支え、みんなが笑顔ですごせるまち輪島」を実現するための子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標 1 様々な家庭へのきめ細かい支援の充実

児童虐待の防止や、ひとり親家庭等に対する生活支援、障害のある子どもへの支援の充実、子どもの貧困対策など、様々な状況の家庭に対するきめ細かな支援を関係機関と連携しながら推進します。

基本目標 2 地域における子ども・子育て支援の充実

地域の子どもの健やかに成長できるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、保育所（園）、認定こども園、小学校、図書館、公民館、地域及び市民等と協力・連携しながら、様々な交流機会や、子どもや子育て家庭が集う施設などの地域資源を活用し、子育て支援の充実を図ります。

基本目標 3 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けて、良好な居住環境の確保や親の職業生活と家庭生活の両立支援、まちの交通安全対策や子どもの安全の確保など、子育てに配慮した環境づくりを進めるとともに、地域や関係機関と連携した地域安全対策を推進します。

第4章 今後の推進施策と方向性

基本目標

1

様々な家庭へのきめ細かい支援の充実

■ 児童虐待予防・対策の充実

- 令和元年度から設置された「子ども家庭総合支援室」は妊娠子育て相談窓口、発達支援室、各保育所（園）・認定こども園、教育委員会、児童相談所（県）、警察などとの連携を図り、児童虐待の予防・対策におけるネットワーク構築に努めていきます。
- 「子ども家庭総合支援室」に配置されている子ども家庭支援員が訪問等を行い、要支援児童及び要保護児童等の早期発見とその家庭への早期支援、ソーシャルワークを行います。
- 児童虐待と密接な関係があると言われる貧困の世代間連鎖やDV（家庭内の暴力）などにも目を向け、様々な相談に応じるとともに、適切な対応ができるよう関係機関との連携強化を図ります。
- 全国児童相談所共通ダイヤル「189」の周知に努めるなど、虐待の通告義務やその仕方についての啓発を行い、地域の見守り力の向上を図ります。
- 子育て家庭への支援を充実させていくため、複雑・多様化する課題を抱えた子どもや保護者に対し、的確な支援につなげていくための職員体制の充実及び専門性の向上に努めます。
- 主任児童委員・民生委員児童委員による訪問等を通じて、支援が必要な子どもや子育て家庭の早期発見を図り、適切な支援につなげます。

■ ひとり親家庭への自立支援の充実

- ひとり親家庭の子どもに対して学習支援を行うなど、子どもの精神的安定が図れるような居場所づくりを行い、学力及び生活の向上を図ります。
- 就労や子育てなど、様々な問題を抱えるひとり親家庭に対し、母子・父子自立支援員や母子・父子福祉推進員による相談・支援を行うとともに、輪島市母子父子寡婦福祉協会の活動に対する支援を行います。
- 母子父子寡婦福祉資金の貸し付けや児童扶養手当の支給、医療費の助成、保育料や放課後児童クラブの利用料の軽減措置等を行うことで、ひとり親家庭等の生活の安定や自立支援の充実を図ります。

■ 障害のある子どもや家庭への支援の充実

- 妊婦健康診査や乳幼児健康診査、学校における健康診断等を通じて、障害や疾病の早期発見を図り、早期支援に向けて適切な機関につなげます。
- 保育所（園）や認定こども園において、障害の有無に関わらず、すべての子どもが一緒に集団生活を過ごすことのできる環境づくりに努めます。
- 障害のある子どもがいる家庭が子育てに関して相談できるよう、母子保健推進員、発達支援室、子育て支援センター、相談支援専門員、その他の関係機関が連携し、多様な相談内容に対応できる体制の構築を図ります。
- 障害のある子どもや特別な配慮を必要とする子どもに対し、必要に応じて障害児サービスの利用に関する支援を行います。
- 医療的ケアを必要とする子どもの日常生活の支援の充実に向け、関係機関が連携を図るための調整役となるコーディネーターを圏域レベルで配置し、支援体制の充実に取り組みます。
- 障害のある子どもがいる家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当の支給、心身障害者医療費や自立支援医療（育成医療）の給付、保育料の軽減措置等の経済的支援を行います。

■ 子どもの発達支援と切れ目のない相談体制の整備

- 乳幼児健康診査や経過観察健診等における相談等を通じて、発達に不安のある子どもの早期発見に努めるとともに、保健師や保育士等の専門職が保護者の不安や悩みなどの相談に応じます。
- 「あそびの教室」（乳幼児健診のフォローと育児相談）、「わらいず教室」（個別の療育相談）、「小集団親子教室」（ソーシャルスキルの習得等）を開催し、発達の不安や育てにくさのある子どもの保護者に対し、子どもとの関わり方について専門的な助言等の支援を行います。
- 発達に不安がある子どもが保育所（園）や認定こども園から小学校へ就学するにあたり、発達検査の実施、学級の選択、小学校への丁寧な引継ぎ等も含め、様々な相談に応じながら、子どもと保護者が安心して就学できるように支援を行います（就学移行支援）。
- 就学後も小学校、中学校、高校と子どもが成長する段階に応じて、発達支援室が学校訪問を行うなど、福祉と教育が連携しながら、すべての子どもが安心して学校生活を送れるようにサポートします。
- 保育所（園）や認定こども園、学校等において、子どもの自己肯定感が育まれる関わりが増えるように、発達支援室による保育士・教員等を対象とした支援者向けの「ペアレント・トレーニング」や教員を対象とした校内研修を充実させていきます。

■ 経済的に困難を抱える家庭への支援の充実

- 経済的に困難を抱える家庭に対する相談体制の充実を図るとともに、生活支援、就業支援、経済的支援、子どもの高校卒業後の進路支援などを行います。
- 経済的な理由などにより就学困難な家庭に対する援助として、要保護及び準要保護児童就学援助費を支給します。

■ 妊娠子育て相談窓口（子育て世代包括支援センター）の強化

- 地区保健師による訪問等により、健康診査未受診児や経過観察が必要な子ども、未就園児の状況把握を行い、虐待の早期発見・虐待予防につなげます。
- 母子保健や子育て支援に関する専門的な支援機能を有する「妊娠子育て相談窓口」において、育児不安の軽減や虐待の防止につなげます。
- 妊娠期から保健師が支援プランを作成し、医療機関や子ども家庭総合支援室等の関係機関と連携して支援することにより、体制の強化を図ります。

■ 愛着形成支援

- 妊娠期から出産・子育て期に至るまで、親が子どもをかわいと感じながら育児できるよう、マタニティ・イクメン教室やおやこ子育て教室、乳幼児健康相談等の母子保健事業の中で、子どもとの接し方や育児不安などを相談できる場を提供します。
- 日頃子どもと接する時間を確保できない親が、親子で参加し、子どもと接する時間を持ち、絆を深められるイベントや交流の機会を設けます。
- 保護者が子どもへの肯定的な関わりを学べる「ペアレント・トレーニング」を推進していきます。
- 子ども自身の自己肯定感を高める支援を行います。



■ 幼児期の教育・保育の充実

- 多様化する保育ニーズに対応できるよう、0歳児からの保育や延長保育、保育所（園）、認定こども園の受け入れ体制、病児・病後児保育等の充実を図っていきます。
- 保育士、保育教諭の資質向上に向け、保育所（園）や認定こども園の合同研修、発達支援室や専門相談員との連携に努めます。
- 子どもたちがスムーズに小学校に馴染めるよう、幼保小間での情報共有や教育内容の連携を図りながら、保育所（園）や認定こども園から小学校への接続が円滑に行われるように努めます。
- 児童数が減少する中、公立保育所の統廃合及び民営化並びに保育所（園）の適正な運営のあり方について検討していきます。
- 多子世帯への教育・保育の充実を図ります。

■ 地域子育て支援の充実

- すべての家庭に子育て関連情報が行き渡るよう、迅速かつ丁寧な情報提供に努めていきます。
- 保護者の育児負担を軽減できるよう、子育て支援センター等において、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を常設します。
- 妊娠中の母親に対し、おむつ交換や授乳等の体験の機会を提供するとともに、出産後の育児相談を行います。また、在宅育児家庭（3歳未満児）を対象に、マイ保育（一時預かり）等を実施します。
- 子育ての援助を依頼したい人（利用会員）と協力したい人（サポート会員）が会員になり、互いに援助し合うファミリー・サポート・センターの実施、事業の充実に努めます。
- 地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握したアドバイザーを配置し、情報提供やケースに応じた支援を行います。

■ 子どもの健全育成・居場所づくり

- 保護者のニーズや地域の実情等を踏まえ、放課後児童クラブの計画的な量の確保とともに、職員の資質の向上や、障害児等配慮の必要な子どもの受け入れ体制の整備など、運営の充実を図ります。
- 公民館を拠点に「放課後子ども教室」を開催し、地域住民が指導者となって様々な体験活動等を実施することで、子どもたちと地域との関わりを強めるとともに、子どもたちの豊かな心を育みます。
- 図書館では、幼少期から子どもが本に親しみ、学力や健全育成に資するように、図書館機能の充実を図ります。
- 児童館や児童センターでは、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行いながら、自己肯定感を醸成できるような支援をしていきます。
- 本市の豊かな自然や里山・里海を活用し、子どもが自然とふれあう機会を提供することで、子どもの自主的に学ぶ力や豊かな心を育み、子どもの健全育成に資するよう取り組みを進めます。
- 子育て中の親子が交流できる、子育てサークル等の活動に対する支援を行います。



■ 良好な住環境の確保

- 保育所（園）・認定こども園・PTA・小学校・警察・地区防犯委員などの関係機関が連携し、交通安全教室や街頭交通指導、防犯啓発や防犯講習会の開催などを実施して、地域の子どもが安全に安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- 保育所（園）や認定こども園の児童にとって安全な散歩コースの確保に努めます。

■ 仕事と子育ての両立のための環境整備

- 核家族の家庭が増加する中、子育てをするにあたり、身近な祖父母の支援が受けやすい環境を推進します。
- ワーク・ライフ・バランスを実現するために、男性の育児参加促進や、育児休業、子育てのための休暇等を従業員が取りやすくなるよう、事業所への働きかけを行い、仕事と子育ての両立ができるような就労環境の整備に努めます。

■ 安心・安全なまちづくりの推進

- 子どもたちがのびのびと快適に遊べる場所を整備するとともに、施設・遊具の充実と安全確保に取り組みます。



第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域設定の考え方

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み（ニーズ量）」や「確保方策（供給量）」を定めることとしています。

【国の基本指針】

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて、子どもの認定区分または事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育の区域設定

第1期計画においては、日常の生活圏として考えられている「輪島中学校」「東陽中学校」「門前中学校」の3中学校区を「教育・保育の提供区域」として設定していました。しかし、教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供できることから、本計画においては、教育・保育提供区域を市内1区域とします（地域子ども・子育て支援事業は第1期計画と同様に市内1区域での提供体制）。

2 量の見込みの算出方法

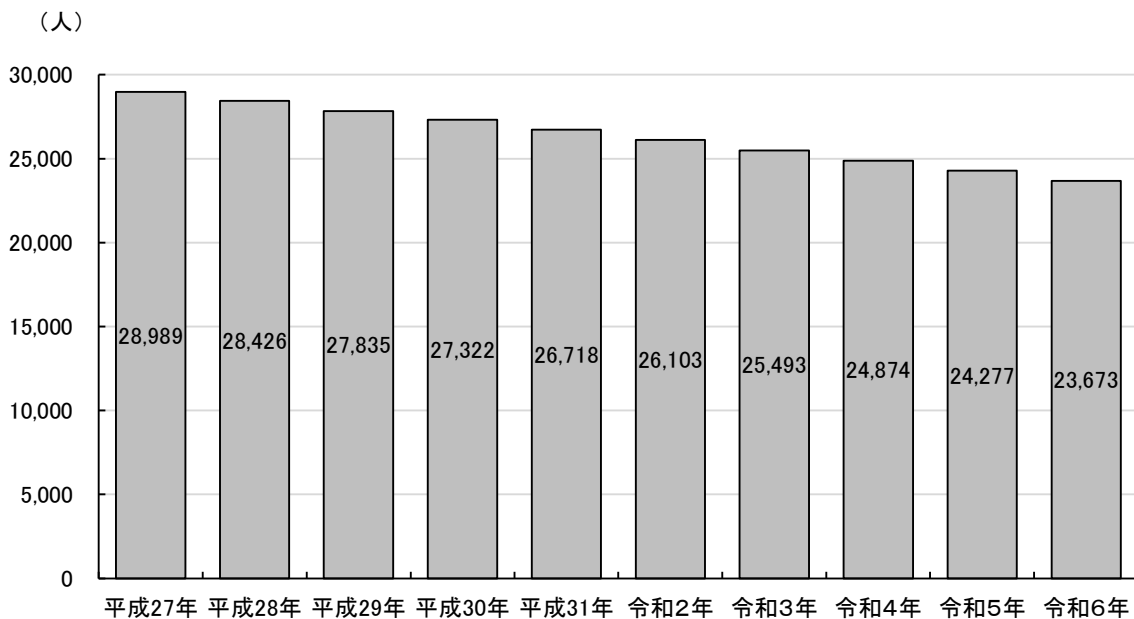
(1) 算出の考え方

国の方針では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望等を把握し、5年間の量の見込みを定めるとともに、その提供体制とその実施時期等を盛り込むこととしています。量の見込みについては、アンケート結果から算出されたニーズや過去の利用実績をもとに事業の利用率を算出し、各年度の児童推計に掛けあわせて算出しています。

(2) 人口推計

量の見込み算出の基礎となる人口推計については、平成27～31年（各年4月1日）の住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法により算出しました。総人口の人口推計については下のグラフのとおりです。年々人口は減少していくと考えられます。

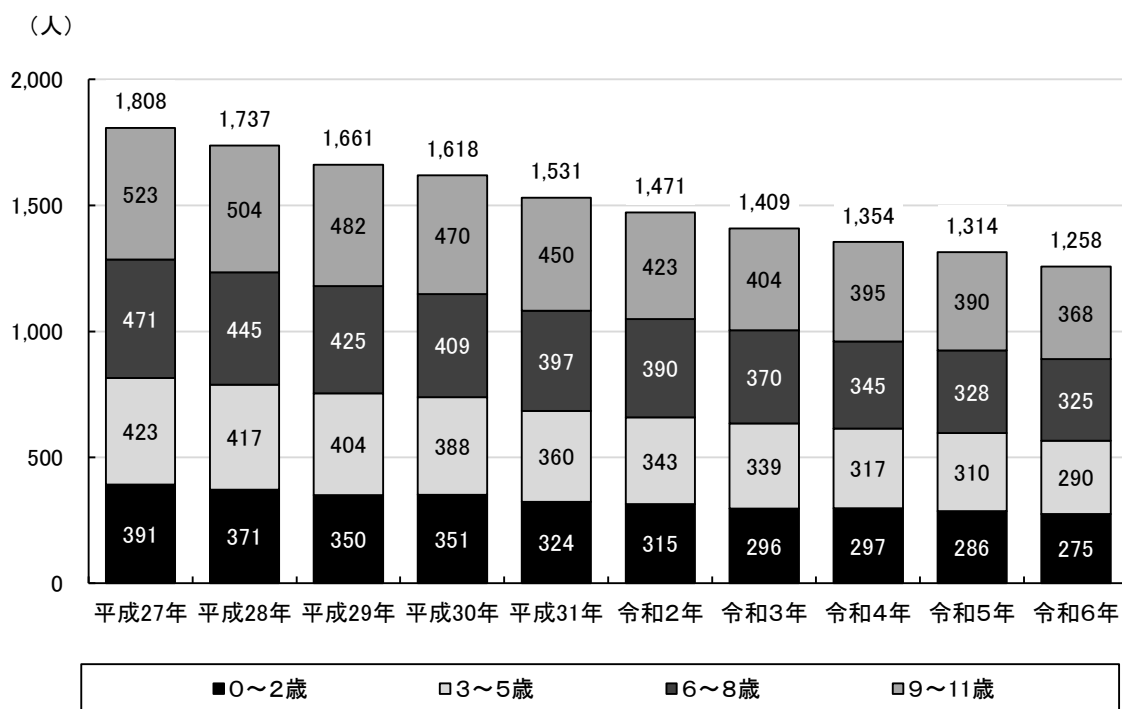
図 総人口の人口推計



資料：平成31年までは住民基本台帳（各年4月1日時点）
令和2年からはコーホート変化率法により算出

量の見込みに使用する児童人口推計については下のグラフのとおりです。すべての年齢区分で減少がみられます。

図 児童人口推計



資料：平成31年までは住民基本台帳（各年4月1日時点）
令和2年からはコーホート変化率法により算出

(3) 認定区分

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられており、区分に応じて施設など（幼稚園、保育所（園）、認定こども園など）の利用先が決まります。子ども・子育て支援事業計画においては、認定区分ごとに確保の方策を定めることとなっています。

区分	子どもの年齢	条件等	利用先
1号認定	満3歳以上	教育を希望する場合 ※教育を希望する場合でも「保護者の就労」等を理由として毎日「預かり保育」を利用する場合は、2号認定	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	「保育の必要な事由(就労や妊娠、出産など、市が認める場合)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所(園) 認定こども園
3号認定	満3歳未満	「保育の必要な事由(就労や妊娠、出産など、市が認める場合)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業

3 量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育事業

【量の見込み】

(単位：人/年)

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	26	25	24	23	22
2号認定	316	312	292	285	267
3号認定(1・2歳)	181	168	172	166	159
3号認定(0歳)	28	27	26	25	24

【提供体制】

(単位：人/年)

	量の見込み																			
	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳			1・2歳	0歳				
量の見込み	26	316	181	28	25	312	168	27	24	292	172	26	23	285	166	25	22	267	159	24
確保量	30	359	190	56	30	359	190	56	30	359	190	56	30	359	190	56	30	359	190	56
過不足	4	43	9	28	5	47	22	29	6	67	18	30	7	74	24	31	8	92	31	32

【実施場所】

施設名	施設の種類	住所	定員(人)
鳳来保育所	保育所	鳳至町石浦町 83-1	60
河原田保育所	保育所	東中尾町 16	20
三井保育所	保育所	三井町長沢 2-11	20
鶴巣保育所	保育所	大野町菰沢 35	20
南志見保育所	保育所	里町 32-47	20
くしひ保育所	保育所	門前町日野尾二-75	30
松風台保育所	保育所	門前町道下 4-2-1	30
かわい保育園	保育所	河井町 20-1-7	100
わじまミドリ保育園	保育所	水守町堂端 14	130
まちの保育園	保育所	町野町広江 4-48	30
和光幼稚園・あいこう園	認定こども園	河井町 23-16-1	100
海の星幼稚園・聖母園	認定こども園	河井町 13-29-4	75

【確保の方策】

1号から3号までの教育・保育ニーズに対応できる保育所（園）・認定こども園があり、ニーズ調査による量の見込みに対する確保については、現存の教育・保育の提供体制で十分に対応できます。

本計画においては、「量的拡充」と「質の改善」に取り組むことになっていますが、待機児童がいない現状や今後の人口推移を鑑みると、保育・教育施設や地域型保育事業の「量的拡充」は必要ないと考えられます。「質の改善」については、職員への研修の実施や施設・設備の更新などに取り組むことで、教育・保育サービスの質の向上を図ります。

（２）地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

【量の見込みと提供体制】

（単位：か所）

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保量	2	2	2	2	2

【実施場所】

施設名	住所
子育て支援センター(基本型)	河井町 2-287-1（ふれあい健康センター内）
妊娠子育て相談窓口(母子保健型)	河井町 2-287-1（ふれあい健康センター内）

【確保の方策】

子育て支援センターと妊娠子育て相談窓口（健康推進課）において体制を整えているため、現状の提供体制を維持し、子育て支援センターでは、子育て家庭がニーズに応じた適切な施設・事業等を円滑に利用できるように支援し、妊娠子育て相談窓口では保健師による訪問、相談対応等により育児不安の軽減や虐待予防につなげます。

② 地域子育て支援拠点事業

【量の見込みと提供体制】

(単位：人回/年)

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	9,720	9,134	9,165	8,825	8,486
確保の内容	中学校区ごとに設置している地域子育て支援拠点において対応。				

【実施場所】

施設名	住所
輪島市子育て支援センター	河井町 2-287-1 (ふれあい健康センター内)
地域子育て支援室「たんぽぽ」	水守町堂端 14 (わじまミドリ保育園)
地域子育て支援ひろば「めばえ」	町野町広江 4-48 (まちの保育園)
もんぜん子育て支援ひろば	門前町鬼屋 4-20 (輪島市もんぜん児童館)

【確保の方策】

本市の地域子育て支援拠点は、子育て支援センターと中学校区ごとに3か所の、市全域で合計4か所あり、現状の拠点施設で量の見込みに対応できます。



③ 妊婦健康診査

【量の見込みと提供体制】

(単位：人/年)

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	100	97	93	89	86
確保の内容	石川県内医療機関にて実施。 母子健康手帳発行時に「母子健康診査受診票」を無料で配布。				

【実施場所】

施設名	住所	健診名	対象者
石川県内医療機関	各医療機関による	妊婦一般健康診査(14回)	妊婦
		産婦一般健康診査(2回)	産後50日まで
		乳児一般健康診査①(1回)	生後3か月まで
		乳児一般健康診査②(1回)	生後9～11か月まで
輪島市ふれあい健康センター	河井町 2-287-1	4か月児健診	4か月児
		1歳6か月児健診	1歳6か月児
		3歳児健診	3歳3か月児

【確保の方策】

母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に対し、県内全域で利用できる母子健康診査受診票を発行しており、その際に14回分の受診票を配布することで、費用の助成を行っています。また、15～17回分と県外での妊婦健康診査の受診に対しては、償還払いにより健診費用の助成を行っています。

今後も毎年度検査項目の見直しを図りながら、対象者すべてに対して妊婦健康診査の助成を継続し、受診率の向上に努めます。

④ 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

【量の見込みと提供体制】

(単位：人/年)

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	100	97	93	89	86
確保の内容	保健師(平成30年度:6人)が対象家庭を訪問。				

【確保の方策】

母子健康手帳交付時に、赤ちゃん訪問の目的と内容を説明することで、事業の理解と周知を図り、その上で赤ちゃんが産まれた全世帯に、保健師が家庭訪問をしています。

⑤ 養育支援訪問事業

【量の見込みと提供体制】

(単位：人日/年)

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	70	70	70	70	70
確保の内容	保健師(平成30年度:6人)が対象家庭を訪問。				

【確保の方策】

乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)の後で、特に養育支援が必要な家庭に対しては、その状況に応じて、他の専門職(管理栄養士、助産師)とも連携し、必要な支援を行います。

また、市の母子保健推進員が行う先輩ママのお祝い訪問においても、先輩ママとして母親の相談に応じる子育て支援を行います。

⑥ 子育て短期支援事業

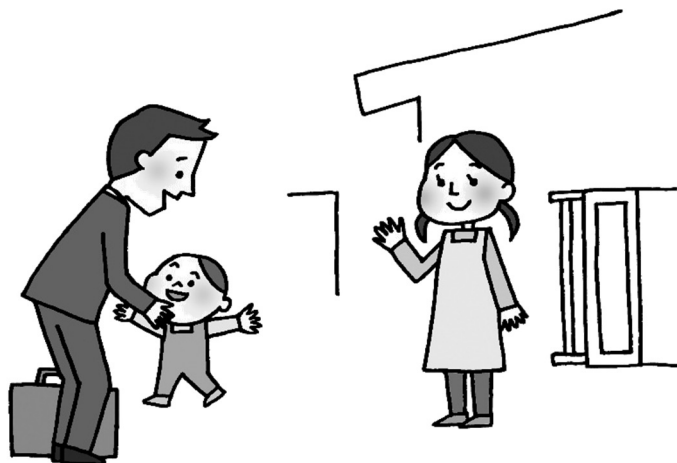
【量の見込みと提供体制】

(単位：人日/年)

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	26	24	23	23	21
確保の内容	近隣市町の児童養護施設において対応。				

【確保の方策】

本市には、子育て短期支援事業の利用者を受け入れられる児童養護施設がないため、近隣市町の子育て短期支援事業所を利用できる体制の整備を図ります。



⑦ ファミリー・サポート・センター事業

【量の見込みと提供体制】

(単位：人日/年)

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	38	36	35	33	32
確保量	38	36	35	33	32

【実施場所】

施設名	住所
輪島市子育て支援センター	河井町 2-287-1 (ふれあい健康センター内)

【確保の方策】

本市では、子育て支援センターにおいてファミリー・サポート・センター事業を平成23年度から実施しています。これまでの実績に基づき今後の量の見込みを算出していますが、現在のサポート会員数は15名、実際にマッチング可能なサポート会員は3名程度であり、今後は市民の様々なニーズに対応するために、育児に関する援助活動を行えるサポート会員を確保し、子育て家庭に対する幅広い支援を行います。



⑧ 一時預かり事業

【量の見込みと提供体制】

(単位：人日/年)

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	195	193	181	177	165
確保量	195	193	181	177	165

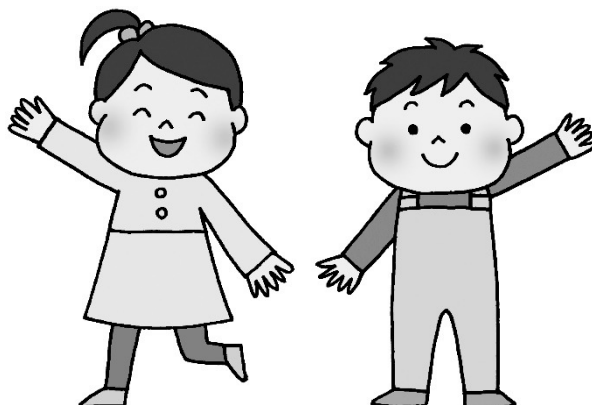
【実施場所】

施設名	住所
鳳来保育所	鳳至町石浦町 83-1
河原田保育所	東中尾町 16
三井保育所	三井町長沢 2-11
鶴巣保育所	大野町菰沢 35
南志見保育所	里町 32-47
くしひ保育所	門前町日野尾二-75
松風台保育所	門前町道下 4-2-1
かわい保育園	河井町 20-1-7
わじまドリ保育園	水守町堂端 14
まちの保育園	町野町広江 4-48
和光幼稚園・あいこう園	河井町 23-16-1
海の星幼稚園・聖母園	河井町 13-29-4

【確保の方策】

幼稚園型の一時的預かり事業については、利用が想定される児童（1号認定で、預かり保育を必要とする児童）がおらず、アンケート調査からもニーズが見込まれなかったため、量の見込みを行いません。今後必要になった際には、ニーズに応じて柔軟に対応します。

保育所型の一時的預かり事業については、保育所（園）と認定こども園全施設で実施しており、量の見込みに十分対応できる体制となっています。



⑨ 延長保育事業

【量の見込みと提供体制】

(単位：人/年)

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	42	41	39	38	36
確保量	42	41	39	38	36

【実施場所】

施設名	住所	延長を含めた開所時間	延長時間
かわい保育園	河井町 20-1-7	7:15～18:45	0.5 時間
わじまミドリ保育園	水守町堂端 14	7:15～18:45	0.5 時間
まちの保育園	町野町広江 4-48	7:15～18:45	0.5 時間
和光幼稚園・あいこう園	河井町 23-16-1	7:15～18:45	0.5 時間

【確保の方策】

本市では、私立の保育所（園）・認定こども園の4か所で開所時間終了後30分の延長保育を実施しています。30分以上の時間外保育の実施については、今後施設ごとに利用者実数を把握した上で、検討します。

⑩ 病児・病後児保育事業

【量の見込みと提供体制】

(単位：人日/年)

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	32	34	36	38	41
確保量	32	34	36	38	41

【実施場所】

施設名	住所
市立輪島病院	山岸町は 1-1

【確保の方策】

本市では、病児保育事業として市立輪島病院3階病児保育室、また、病後児保育事業として市立輪島病院院内保育所「ひまわり」を開設しています。病児・病後児保育は1日あたり5人（病児3人、病後児2人）であることから、年間延べ5人×260日＝1,300人を受け入れることが可能です。

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【量の見込みと提供体制】

（単位：人/年）

	量の見込み				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(合計)	303	300	294	295	305
1年生	97	96	94	94	97
2年生	79	79	78	78	80
3年生	60	60	58	59	61
4年生	29	28	28	28	29
5年生	21	20	20	20	21
6年生	17	17	16	16	17
確保量	439	439	439	439	439

【実施場所】

施設名	住所	定員(人)
鳳至児童クラブ	鳳至町堂金田 1（鳳至小学校内）	54
鳳至第2児童クラブ	鳳至町堂金田 1（鳳至小学校内）	39
河井児童クラブ	河井町 18-1-1（河井小学校内）	38
河井第2児童クラブ	河井町 18-1-1（河井小学校内）	38
大屋児童クラブ	小伊勢町日隅 4-3（大屋小学校横）	48
大屋第2児童クラブ	小伊勢町日隅 4-3（大屋小学校横）	37
鶴巣児童クラブ	大野町菰沢 353（ふれあいプラザ鶴巣内）	20
三井児童クラブ	三井町長沢 2-12（三井公民館内）	25
河原田児童クラブ	横地町 6-123（河原田小学校内）	23
南志見児童クラブ	小田屋町口-4（旧南志見中学校）	38
まちの児童クラブ	町野町粟蔵川原田 42（町野小学校内）	50
もんぜん児童クラブ	門前町鬼屋 4-20（もんぜん児童館内）	29

【確保の方策】

本市には、12か所の放課後児童クラブがあり、アンケート調査の結果や女性の就業率の高さから、今後もニーズが高い状態で維持されることが考えられます。そのため、児童数の増加や障害のある児童の受け入れにも柔軟に対応できるよう、児童1人あたりの面積基準の確保、放課後児童支援員の人数の確保と資質の向上に努めていきます。

● 放課後子ども教室の整備

本市における放課後子ども教室については、すでに公民館単位で18か所整備しています（全小学校区に整備済み）。

● 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室を実施する地域住民とが、連携してプログラムを企画・実施できるように支援していきます。

● 教育委員会と福祉部局の連携

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室などの総合的な放課後対策、小学校の余裕教室の活用について、教育委員会と福祉部局が連携して協議・検討していきます。

● 放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

放課後児童クラブの開所時間の延長については、アンケート調査結果から、現在の開所時間で対応できると考えられるため、実施の予定はありませんが、今後、保護者からの要望等に応じて、事業実施主体となっている事業所などと協議・検討していきます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の内容】

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保の方策】

今後の物価の高騰や税率の変更などにより、利用者の負担増となる場合は、給付事業の必要性について国の動向をみながら検討する方針です。

⑬ 多様な主体の参入促進事業

【事業の内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者（株式会社、NPO法人など）の参入の促進に関する調査研究、その他、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

今後の人口推計をみても、教育・保育ニーズが減少すると考えられます。本市では、現在ある教育・保育施設及び事業者による継続的な事業運営が可能だと考えられますが、民間事業者の参入の際は協議・検討していきます。

4 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方等

- ◆ 引き続き、各地域の教育・保育施設等の利用状況や教育・保育の需要を把握した上で、認定こども園への移行を希望する保育所（園）からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等について助言を行います。

(2) 教育・保育の役割と提供の必要性等に係る基本的考え方と推進方策

- ◆ 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、子どもの成長発達を踏まえた教育や養護の充実を図るとともに、様々な体験活動を取り入れ、豊かな感性と思いやりの心を育みます。
- ◆ 子どもたちの健やかな育ちの保障を目指し、質の高い教育・保育の提供を行うため、保育教諭及び保育士の研修や交流を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めます。
- ◆ 放課後児童クラブにおいても、宿題をはじめとする自主学習を行う環境を提供し、必要な支援ができるよう努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

- ◆ すべての子ども一人ひとりの健やかな育ちを保障するため、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。
- ◆ 子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるための子育て相談対応や情報提供、親同士の交流の場づくり、放課後児童クラブの充実等、すべての子ども・子育て家庭を対象に、子育て支援を行います。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携と認定こども園・保育所（園）と小学校との連携の推進方策

- ◆ 認定こども園、保育所（園）及び地域型保育事業者は、密接な連携に努め、情報の共有や協力体制により、福祉と教育の一体的な推進に取り組みます。
- ◆ 認定こども園、保育所（園）は、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、教育・保育の充実を図るとともに、就学に向け、園児と小学校児童の交流や職員の交流、相互理解等、積極的に小学校と連携し、円滑な小学校就学ができる体制づくりに努めます。

第6章 計画の推進に向けて

1 市民や地域、関係団体等との協働

本計画を、実効性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのため、ホームページや広報などの媒体を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ、計画を推進します。

また、市民や関係団体等で構成される「輪島市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価、課題整理などを行います。

2 庁内の推進体制

子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、福祉課が中心となり、年度ごとに関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みをはじめ、確保方策や各施策、事業などについて、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、上記の庁内の推進体制や「輪島市子ども・子育て会議」などにおいて、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

資料編

1 輪島市子ども・子育て会議条例

○ 輪島市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 30 日条例第 35 号)

改正 平成 31 年 3 月 29 日条例第 17 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、輪島市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 子育て会議の委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定めるものとする。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともにないときは、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 会長は、必要に応じて子育て会議に関係者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子育て会議の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年輪島市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 19 号中「伝統的建造物群保存地区保存審議会委員」の次に「、子ども・子育て会議委員」を加える。

附 則(平成 31 年 3 月 29 日条例第 17 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 輪島市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	所属団体(役職)
学識経験者 または 関係機関	石本 昇藏	輪島市教育委員会 委員
	山崖 正子	社会福祉法人輪島市社会福祉協議会 児童福祉課長
	大工 ゆき子	社会福祉法人輪島市社会福祉協議会 児童福祉課主事
	石坂 博美	社会福祉法人町野福祉会 まちの保育園園長
	藤山 壱史 ※	学校法人和光学園 理事長 (和光幼稚園・あいこう園長)
	平田 直美	石川県能登北部保健福祉センター 健康推進課長
	春田 安子	輪島市小中学校校長会 副会長 (門前西小学校長)
	細川 正雄	輪島市民生委員児童委員協議会 会長 (民生委員児童委員)
	大瀧 和賀子	輪島市民生委員児童委員協議会 主任児童部会 会長 (主任児童委員)
	山田 由加理	輪島市PTA連合会 会員
	日南 靖	輪島市子ども育成会連絡協議会 会長
	吉岡 洋子	輪島市母子父子寡婦福祉協会 会長
公 募	南 景子	みらい子育てネット輪島 輪島市地域活動クラブ(太陽の子クラブ)役員
	角 悦子	
	本口 夏美	

※ 会長

3 策定経過

	項目	内容
平成31年 2月1日	第1回輪島市 子ども・子育て会議	(1)子ども・子育て支援制度について (2)子ども・子育て会議の概要(今後の予定)について (3)輪島市子ども・子育て支援事業計画アンケート調査票について (4)幼児教育無償化について (5)子ども家庭総合支援拠点について
平成31年 3月1日～ 3月13日	子ども・子育て支援 に関する調査	計画策定の資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況、利用意向、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握するために実施
令和元年 8月30日	第2回輪島市 子ども・子育て会議	(1)ニーズ調査結果報告書について (2)量の見込みの算出について
令和元年 12月17日	第3回輪島市 子ども・子育て会議	(1)子ども・子育て支援制度について (2)子ども・子育て会議の概要について (3)第2期輪島市子ども・子育て支援事業計画骨子案について
令和2年 3月17日	第4回輪島市 子ども・子育て会議	(1)第2期輪島市子ども・子育て支援事業計画素案について

第2期輪島市子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年3月

編集：輪島市 健康福祉部 福祉課

〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

TEL：0768-23-1161

FAX：0768-23-1196

e-mail：fukushi@city.wajima.lg.jp